

平成24年第2回砂川市議会定例会

平成24年6月13日(水曜日)第3号

○議事日程

開議宣告

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 3号 砂川市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 4号 砂川市墓地条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議案第 6号 空知教育センター組合規約の変更について

日程第 4 議案第 7号 砂川地区公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 5 報告第 3号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告について

日程第 6 報告第 4号 株式会社砂川振興公社の経営状況の報告について

日程第 7 報告第 5号 事務報告書の提出について

日程第 8 報告第 6号 監査報告

報告第 7号 例月出納検査報告

日程第 9 意見案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

意見案第2号 道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書について

意見案第3号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書について

意見案第4号 けいれん性発声障害(SD)の研究・治療等の推進を求める意見書について

閉会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

土 田 政 己 君

増 井 浩 一 君

沢 田 広 志 君

日程第 2 議案第 3号 砂川市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 4号 砂川市墓地条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議案第 6号 空知教育センター組合規約の変更について

日程第 4 議案第 7号 砂川地区公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

- 日程第 5 報告第 3号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告について
 日程第 6 報告第 4号 株式会社砂川振興公社の経営状況の報告について
 日程第 7 報告第 5号 事務報告書の提出について
 日程第 8 報告第 6号 監査報告
 報告第 7号 例月出納検査報告
 日程第 9 意見案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
 意見案第2号 道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書について
 意見案第3号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書について
 意見案第4号 けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求める意見書について

○出席議員（13名）

議 長	東	英	男	君	副議長	飯	澤	明	彦	君
議 員	一ノ瀬	弘	昭	君	議 員	増	山	裕	司	君
	増	井	浩	一	君		水	島	美	喜
	多比良	和	伸	君			土	田	政	己
	小	黒	弘	君			北	谷	文	夫
	尾	崎	静	夫	君		沢	田	広	志
	辻		勲	君						

○欠席議員（1名）

議 員 増 田 吉 章 君

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂	川	市	長	善	岡	雅	文
砂川市教育委員会委員長	高	橋	仁	美			
砂川市監査委員	奥	山		昭			
砂川市選挙管理委員会委員長	其	田	晶	子			
砂川市農業委員会会長	奥	山	俊	二			

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副	市	長	角	丸	誠	一
市	立	病	院	長	小	熊
						豊

総務部	部長	湯浅克己
兼會計管理		
市民部	部長	高橋豊
經濟部	部長	栗井久司
經濟部	審議監	田伏清巳
建設部	部長	金田芳一
建設部	審議監	古木信繁
建設部	技監	山梨政己
市立病院事務局	局長	小俣憲治
市立病院事務局	審議監	佐藤進
市立病院事務局	審議監	氏家実
総務課	課長	安田貢
広報広聴課	課長	熊崎一弘

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育	長	井上克也
教育	次長	森下敏彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局	局長	中出利明
-------	----	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局	局長	湯浅克己
------------	----	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	栗井久司
----------	----	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局	局長	河端一寿
事務局	次長	高橋伸二
事務局	主幹	佐々木純人
事務局	主幹	吉川美幸

開議 午前 9時59分

開議宣告

○議長 東 英男君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の届け出のあった方を事務局長に報告させます。

事務局長。

○議会事務局長 河端一寿君 本日の会議に欠席と届け出のありました議員は、増田吉章議員であります。

○議長 東 英男君 議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

日程第1 一般質問

○議長 東 英男君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。

土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） おはようございます。大きく3点について質問させていただきます。

まず、第1点、市税についてお伺いをいたします。長引く不況や厳しい経済状況が続く中、税金の滞納が増加傾向にあると言われておりますが、市税の滞納の現状と主な要因について伺います。

（2）として、事務報告書を見ますと、市税滞納による差し押さえの件数、金額とも昨年度は前年度に比べて倍増しているようではありますが、その原因と市民対応についてお伺いをいたします。

（3）として、都市計画税について伺います。都市計画税の課税目的と税の活用状況とともに、過疎化の進行や長引く景気低迷のもと、税率の軽減か廃止で減税を行う考えはないかお伺いをいたします。

次に、大きな2点目として公共施設等の節電対策についてお伺いをいたします。今日本じゅうのすべての原発が稼働停止し、政府の電力需給対策の方針を受けて、北海道地域電力需給連絡会はことしの北海道の節電目標を2010年度夏より7%以上にすることを決めました。現在泊原発は停止しており、再稼働も見えない状況において、市としても公共施設等の節電対策に積極的に取り組むべきと考えますが、その対応策についてお伺いをいたします。

大きな3点目として、スマートインターチェンジの設置の目的と取り組みの現状についてお伺いをいたします。市長は、3月議会での市政執行方針で、道央自動車道砂川ハイウェイオアシス周辺にスマートインターチェンジを整備することを推進すると述べられ、平成25年度空知地方総合開発期成会要望事業に設置の推進を要望しているようですが、今設置する目的と取り組みの進捗状況についてお伺いをいたします。

以上で第1回目の質問といたします。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 大きな1の市税についてご答弁を申し上げます。

初めに、（1）、厳しい経済状況が続く中での市税滞納の現状と主な要因についてであります。市税における滞納状況につきましては、収納率が1ポイント程度上昇したこともあり、平成23年度の滞納繰越額見込みは1億2,900万円であり、平成22年度に比べ1,700万円ほど減少するところではありますが、なかなか大きくは減少していない現状にあります。その主な要因といたしましては、滞納者それぞれにさまざまな事情があると考えますが、全体的には長引く不況や景気の低迷が続いている中、企業における業績の悪化や所得の減少、失業者の増加などにより家計が厳しくなっている状況において、当年度課税分の納付に加え過年度の滞納分までの納付が非常に厳しいものとなっていることが要因ではないかと分析をしているところであります。

次に、（2）、市税滞納による差し押さえは、件数、金額とも前年度に比べ倍増していますが、その原因と市民対応についてであります。市税の滞納者に対する取り組みにつきましては、納期限までに完納しない納税者に対し、まずは督促状を発送し、督促状を発送してもなお未納がある者に対し、次に催告書の発送や電話での催告、臨戸訪問のほか、納税相談にも随時対応しているところであり、生活状況によっては分割での納付なども行い、納税者の自主的な納付を促しているところであります。納税者の中には、何度も納付を促しても連絡がなかったり約束に応じないなど、なかなか納付に至らない方もおり、そのような滞納者には、地方税法で督促状を発送してもなお完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならないと規定されているところであり、また具体的な処分については国税徴収法に定められており、砂川市におきましてもこれに基づき、適切に対応しているところであります。平成23年度は、約束に応じない、相談にも一切来ないなど、納税に対する誠意が全く見られない悪質と考える滞納者に対して、自主的に納めていただいている方との不公平さを許さない強い方針のもと、今まで以上に経済状況を把握するための預貯金残高照会などの財産調査を強化した中、担税力がありながら納付いただけない方に対して差し押さえを実施したところから、結果的に昨年度に比して倍程度の実績となったところであります。差し押さえなどの滞納処分の実施に関しては、納税者に対して催告書や広報紙などで、納付しない状態が続いた場合財産の差し押さえ手続を開始する旨を十分お知らせをしており、それでも誠意がない方について差し押さえを実施している状況にありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、（3）、都市計画税の課税目的と税の活用状況、景気低迷のもとでの税率の軽減か廃止を行う考えについてであります。都市計画税は市町村が都市計画法に基づいて行う都市計画事業や土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税で、当該市町村の区域のうち、都市計画法の規定により都市計画区域と指定

されたものから農用地区域などを除いた地域に所在する土地や家屋に対し、固定資産税の価格をもとに、その所有者に課することができる税であり、砂川市の税率は現在100分の0.2で、平成23年度収入では約1億円となっております。都市計画税の活用についてありますが、近年では公共流域下水道整備事業の実施のほか、これまで実施してきた公園整備事業や街路整備事業、下水道事業の財源として借り入れた起債の償還などにも活用しているところであります。最近道内の自治体において都市基盤整備を行う必要性が薄れたことなどの理由から、都市計画税を廃止するところも出てきておりますが、砂川市におきましては今後も下水道事業の継続的な実施が予定されていること、公園整備事業や街路整備事業、特に下水道事業の起債償還額が多額にあること、また都市計画税は従前より安定した財源として確保されており、事業を実施する上では欠かすことのできない貴重な財源でもありますので、現状の都市計画税を維持することは必要なものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、大きな2の公共施設等の節電対策についてご答弁を申し上げます。昨年の東日本大震災時に発生した福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、国内では原子力発電所の安全性の確認に十分な体制が求められることとなり、全国的に原子力発電所の運転が停止状態にあることから、今夏における電力需給の見通しは大変厳しい状況になると見込まれており、国においては節電対策の検討が行われておりましたが、5月18日に開催された電力需給に関する検討会合及びエネルギー・環境会議の合同会合において全国の地域別節電目標が示されました。北海道電力管内においては、需要家に対して平成22年の夏における使用最大電力の実績をもとに、お盆期間を除く7月23日から9月14日までの平日において7%以上の節電が要請されております。このことから、北海道におきましても、国から示された要請に基づき、今夏の節電に向けた集中対策を実施することとしており、砂川市といたしましても公共施設等における節電に向けた対策を講じるため、先般庁内の連絡会議を開催したところであります。協議内容につきましては、従前から実施しております始業前や昼休み時の照明の消灯や電化製品の使用制限の徹底などのほかに、全国共通の要請期間である7月2日から9月28日までを集中対策期間とし、さらなる節電の徹底を図ることといたしました。数値目標につきましては、市の公共施設全体で電力使用量のおよそ3分の2を占める市立病院が改築により非常に状況が変わっているため、設定することは困難と考えておりますが、全施設が共通して取り組む対策として、市立病院を除き、一般的には夏に電力消費が多い空調などの利用が少なく、節電効果が限られるところもありますが、廊下や執務室の蛍光灯の間引き、パソコンの省電力設定の徹底、トイレの照明は使用時のみ点灯するなど、来庁者や執務室の状況、職員の健康等に配慮しながら実施してまいります。また、各施設における現況を踏まえ、施設ごとに創意工夫を加えながら、市として節電対策を率先して実施していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、大きな3のスマートインターチェンジ設置の目的と取り組みの現状についてご答弁を申し上げます。スマートインターチェンジは、既存の高速道路において効率的に追加インターチェンジの整備を図り、高速道路利用者の利便性の向上、地域の活性化に寄与するものでありますが、砂川市における設置の目的につきましては、整備を検討しているハイウェイオアシスには年間100万人を超す観光客が訪れております。その観光客をまちなかに誘導する方法の一つとしてスマートインターチェンジの整備が挙げられます。また、昨安市立病院が救命救急センターの指定を受け、空知管内を初め、広範囲からの患者の搬送が予想される中で、砂川市以北からの救急車の利用には、スマートインターチェンジが整備されることにより搬送時間が短縮となるものであります。さらに、道央砂川工業団地との距離が2キロ余りであることから、既存企業の利便性が向上するとともに、今後の企業誘致の際にも立地条件が格段に向上するものと考えているところであります。以上のことから、砂川市にとって地域経済の活性化に寄与する事業と考えているところであります。

次に、取り組みの現状であります。事業の実施要件はスマートインターチェンジ設置による費用対便益が1.0以上であり、採算性として管理運営費用の増加分が原則当該インターチェンジの設置による増収の範囲であることとされております。そのようなことから、砂川市において整備をする場合の費用対便益や整備後の採算性についてを検討する必要がありますことから、本年度スマートインターチェンジ設置調査検討業務を委託したところであります。現在この調査業務の受託業者が市を含めた関係機関と協議を行いながら概略設計を行っているところであり、今後は将来交通量の推計、費用便益分析を行い、採算性や必要性の検討を行うこととなっております。なお、昨年度より、このスマートインターチェンジの整備について、砂川市のみではなく、歌志内市のかもい岳スキー場へのアクセス向上など広域的な観点により、管内25市町長による空知地方総合開発期成会の要望事項として国や北海道など関係機関へ要請行動を行っているところであり、今後も設置に向けて取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 それでは、再質問させていただきます。

まず、市税の滞納の現状についてご答弁をいただきました。この問題でまずお伺いしたいのは、市税には普通税として市民税や固定資産税など6税がありますし、それから目的税としては都市計画税、国民健康保険税の2税があるわけでありましてけれども、この中で滞納が多い税というのはどうなのか、まずお伺いしたいと思います。

それから、税の差し押さえについては、今お話がありましたようにさまざまな理由で昨年度は前年度の倍になったのですが、特に私がちょっとお伺いしたい問題は、平成22年度は給与の差し押さえは全くなかったのですが、23年度は18件というふうにゼロから18件にふえているのです。それから、預貯金も68件から164件というふうに

大きくふえているのですけれども、特に給与の差し押さえというのはいわゆる最後の手段として、ここまでくるとすれば極めて深刻な状況だというふうに思われますが、しかし給与が差し押さえられて、生活ができないというような苦情の声も私どもに寄せられてきました。そこで、給与を差し押さえる基準がきちっとあるはずなのです。給与は全部差し押さえができないはずなのですけれども、まず給与差し押さえの基準についてお伺いをしたいというふうに思っております。

それから、都市計画税は今お話がありましたように目的税で、市町村が独自に課税することができるということは地方税法でご説明のあったとおりでありまして、先ほどご答弁にありましたように都市計画法に基づいて行う都市計画事業、または土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する経費に充てるために、市街化区域内に所在する土地と建物に対して課税することができるというふうにされて、その場合でも100分の0.3を超えてはならないと、砂川市は0.2というふうにされております。部長から答弁がありました。砂川市の場合下水道あるいは公園整備など、あるいは土地の住宅地の整備などにこれが使用されてきたと思いますけれども、下水道の整備もほぼ九十数%以上普及しておりますし、新たな都市公園の計画も都市計画のマスタープランを見るとないようですし、それから人口は減少しているのです。新たに住宅用地の開発もされるような見込みもない。さらに、きのうお話ありまして、これからどうなるかわかりませんが、中心市街地の活性化計画も本年度で終わって、来年度以降はどうなるというような状況もある中で、課税する目的が薄れたのではないかというふうに思われます。今全国的にも先ほどありましたように課税をやめる自治体がふえたり、道内でもそういう自治体も出てきておりますが、お伺いしたいのは、道内の自治体で都市計画税を賦課している自治体の数についてお伺いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 ご質問が何点かあったらと思います。もし答弁漏れがありましたら、ご指摘賜りたいと存じますけれども、まず初めに滞納の多い税ということでお話がありました。こちらについては、額のベースで申し上げますと、一番多いのがやはり国民健康保険税となっております。合わせますと約8,100万ほど今現状といたしましては滞納額がございます。続きまして多いのが固定資産税という形になっておりまして、固定資産税で約7,100万円程度、続きまして市民税で約5,000万程度ということになっている状況でございます。

続きまして、差し押さえの件についてですけれども、件数がふえているのではないかとということで、まず給与の差し押さえにつきましては、平成17年度から取り組んでおりまして、22年度はゼロ件でありましたけれども、21年度は6件、20年度は3件という形でこれまでも実施しておりますけれども、23年度は先ほども答弁の中でお話しいたし

ましたけれども、自主納付されている方との不公平さをなくすためにということで若干滞納整理の強化を行っているところもございまして、財産調査などを行いながら、差し押さえできる財産がありながら、担税力がありながら納められていない方につきましては納めていただくということで、手段といたしまして差し押さえということを行っているところでございます。

続きまして、給与を差し押さえることによって生活ができないですとか、そういう部分につきましては、給与の差し押さえにつきましては国税徴収法によりまして差し押さえられるものが決められておりまして、その中で差し押さえができないものにつきましては所得税に係る分、あるいは住民税に係る分、社会保険料、あとは最低生活を維持する費用といたしましては、単身の場合につきましては10万円、扶養1人当たり4万5,000円を確保しなければならないということになっておりまして、計算方法といたしまして、最終的には給料から所得税の差し押さえできないようなものを除いたものに20%掛けた部分、こちらを残さなければならないというふうに考えておりますので、一定の生活を行うことはできる水準を確保しながら差し押さえを行っているという状況にありますので、この点につきましてもご理解をいただきたいと存じます。

あと、最後になりますが、都市計画税の道内の自治体における賦課団体数ということで、道内における賦課団体は現状といたしまして私ども調査した時点では全部で57団体になっておりまして、団体の率でいきますと31.8%となっております。これを市に限ってお話しいたしますと、35市ありますけれども、都市計画税を賦課していない団体は3団体あります。このような団体につきましては、中には都市計画税を課税しないかわりに固定資産税の税率を高く設定をしているというところもあるというふうにも聞いておりますので、そのような状況にもあろうかなというふうに考えております。

以上、答弁漏れがございましたら、ご指摘賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 わかりました。やはり今部長答弁ありましたように、税の滞納が多いのは国民健康保険税、これは以前からも、これは砂川市の責任だけではありませんけれども、国民健康保険制度そのもので非常に負担が大きいというのがあります、かなり大変。しかし、国民健康保険税を滞納すれば保険証の短期証とかいろんなことが起きるわけですから、市民の皆さんは大変苦労されておりますし、また固定資産税についてもなっているわけですが、滞納の関係で先ほどもご説明ありましたように、私どもはこれまでも差し押さえは一切だめだというふうな態度はとってきておりませんし、いわゆる悪質なものについては差し押さえもやむを得ないというふうに私たちも思ってきました。しかし、今お話を聞くと、何とか税の収納率を上げようということは、これはいいことですし、職員の皆さんも大変ご苦労されていることでありますが、しかし差し押さえる場合は市民生活にいろんな面で大きな影響を及ぼすことがありますので、我々も極めて慎重にすべきものだとい

うふうに考えております。

特に、最近では給与は口座振り込みになるのです。そうすると、預貯金の差し押さえというふうにされると給料なのか預貯金なのかという部分があって、振り込まれた給料も差し押さえられたというふうなケースも、口座振り込みでない場合は控除なり、給料の、今言われたように例えば20万支給されていれば、先ほど言ったように10万残すとか、それにプラス幾らとかということになるのでしょうかけれども、そういうふうなことになりますと、その辺の区別が明らかにならないと全部差し押さえられてしまったというようなケースも出てきて、先ほど話したように生活ができないという事態にもなりかねないので、この辺の点についてはこれまでの状況と違いますので、私たちは差し押さえをすべてやらないということは言いませんが、やはり慎重にさせていただいて、そのことによってその人の万が一にも命にかかわるようなことがあったとすれば大変なことになりかねないことでありますので、ぜひ慎重にさせていただきたいと思います。部長は納税相談などをきめ細かくやっておられるというふうに言われましたけれども、状況を見ますと必ずしも納税相談数がふえているわけでもないのです。今まで毎年と同じような相談件数になっているのです。ご承知のとおり、さまざまな不況、経済状況のもとで、働いている人の給料も非常に少なくなったり、あるいは仕事がないなどさまざまな状況の中で市民の皆さんが生活していく中で、しかしお話ありましたように税金は義務ですから、やはりきちっと分割納入なり、いろんな方法で納めていただくということは必要なわけでありませけれども、くれぐれも差し押さえについては慎重な対応をしていただきたいと思いますと考えますが、その点についてお伺いしたいと思います。

それから、都市計画税について今お話ありました。全道的にも30%程度の自治体が賦課しているようですが、私は、先ほど部長下水道の借金の償還が多いからと言われましたけれども、もっとその辺でいうと砂川市の今後のまちづくりについての目的を明確にして、そして市民の皆さんに理解を、もし必要であれば理解をいただくということをしなないと、先ほど言われたように下水道整備もほぼ終わってしまった。公園の新たな整備計画もない。それから、住宅地を造成するということになれば、ほぼ都市計画法に基づく都市計画事業あるいは土地区画整理法に基づく土地区画整理事業に要する経費に充てるためというふうに地方税法ではなっているわけなので、この辺の課税目的をもう少し市民の皆さんに明確にする必要があるのではないのかというふうに、もしこの税を維持していくとするのであれば、あるのではないかと思います、その辺のお考えについてお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 まず、1点目といたしまして差し押さえの件についてであります。議員おっしゃられたとおり、給与の差し押さえについては差し押さえ禁止の項目が定められておりますけれども、それが預金口座に入った段階では、預金口座にあるものにつ

いてはそれらの禁止項目がないということも確かにあります。それらも踏まえながら、基本的にはできるだけその納税者と接触をしながら、それらの理解を得ながら問題なきように対応できるようにしていきたいというふうに考えております。納税相談等も積極的に行っていただけるよう、極力接触する機会をふやししながら、納税相談に応じながら納めていただくということに努めてまいりたいと考えております。

続きまして、都市計画税の部分につきましては、確かに起債の償還に充てること自体がなかなか事業目的といたしましては市民の方に理解しづらい部分もあるかと思えますけれども、基本的には事業を実施するに当たりまして、下水道の場合におきますと事業に対する国庫補助金、その裏の財源といたしましては起債を充当しておりますので、現状といたしましては起債を充当しなければ、その部分に都市計画税が充当されるということも考えられます。それらも考えながら、市民の方にどのように活用されているのかを理解していただく周知は必要だと考えておりますので、それらの周知も図りながら、都市計画税非常に貴重な財源でありまして、この税が廃止等になりますと実質公債費比率等にも影響を及ぼす非常に貴重な特定財源でもありますので、市としてはこれらの財源を確保しながらいきたいというふうに考えておりますので、それらについての市民の理解を得られるような説明責任を果たしてまいりたいと考えております。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 市税の問題で滞納、差し押さえについては、今部長お話ありましたように大変職員の皆さんも滞納問題や徴収でご苦労されていることは私たちもよく理解をしておりますが、一方で市民から私どもに対してさまざまな声も寄せられておりますので、今の経済状況、社会状況を踏まえて、そしてもちろん悪質なものについては差し押さえは私もやむを得ないものと思えますが、今部長答弁ありましたように給与の口座振り込みなどという状況になりますと、これは慎重にしていただかないと口座から全部預貯金がおろされたということになると大変なことになりますので、慎重に対応していただいて、そのことによって市民の皆さんで何らかの事故などが起きないようにしていただきたいというふうに思っております。

それから、都市計画税は、今説明ありましたように市民に説明されるということですが、ある程度知識のある方は、例えば下水道の維持管理には使えないよと、結局目的税ですから、公園の維持管理もだめですよとなっているのでないの、何に今使っているのですかというふうに言われるわけですが、税法上でいうと、ですから、今言われたように、下水道をつくったのだから、その償還があるのだと。そこには、一般市民の皆さんはもう整備は終わってしまったのでないかと、九十何%も終わってしまったというふうな声もありますので、ぜひその辺は今後とも都市計画税を続けていかれる、重要な財源であるとすれば、市民の皆さんが理解できるように、これは目的税ですから、その目的をはっきり示さないといけないのではないかと、そして全国的にもこれの課税をやめている自治体がぼつぼつ出

てきたり、道内でもやめようという動きもぼちぼちありますので、もし砂川市が継続していくとすれば、その辺は丁寧にやっていただきたいなというふうに思っております。

次に、時間が過ぎましたので、大きな2点目の質疑をさせていただきます。公共施設等の節電対策について、先ほど部長からご答弁をいただきました。今回の国のことも全国的には夏場に限った節電で、北海道も先ほど言われたように7月23日から9月というのがありますけれども、これから私たちも原発に頼らないで暮らしを実現するには、節電というのは避けて通れない課題だというふうに私も思っております。地道な取り組みでも季節を問わず節電に取り組んでいくと、特に北海道は冬場のほうが電力需給は多くなるわけでありますから、全体で節電の生活を根づかせて、原発ゼロの北海道をつくることできるというふうに私も思っております。そういう面で砂川市としても、病院以外はなかなか大変ですが、きめ細かい節電をこれまでもやられてこられましたし、今もこれから実施されていくというわけでありますけれども、今後も多くの市民の皆さんからアイデアを募ったり職員の英知を集めて節電に一層取り組むべきだというふうに思っておりますので、その辺について再度お伺いをしたいなというふうに思っております。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 節電の件につきましては、1回目のご答弁でお話しさせていただいたとおり、まず庁内の連絡会議の中で、今対応できるものとして蛍光灯の間引きとかをお話しさせていただきましたけれども、これにつきましては照度計等を購入しながら、どの部分がどれだけ間引きできるのか、感覚だけではなくてデータもとりながらやっていきたいと思っておりますし、あと現状といたしましてなかなか、市役所の観点でお話をさせていただきますけれども、どの部分に電力がかかっているのかという部分もなかなか個別にはわからない部分ありますので、その分析も今とり行っておるところであります。例えば照明が負荷がかかっているものなのか、あと空調でいいますと市役所3階にサーバー室がありますので、サーバー室でどれほどの使用電力がかかっているのか、例えばサーバー室の空調の温度をどれほど下げるとどれだけの効果があって、ですけれども下げることによって機器に負荷がかかりますので、それらも考慮しながらどれだけのことができるのか、まず地道にやっていかなければならないというふうに考えております。議員お話にありましたとおり、夏は外も明るいので、蛍光灯の間引き等もできると思えますけれども、冬に向けては日の落ちるのも早くなりますので、そのようなことがなかなか難しいところもあるかと思えます。それは、全体に小さなものかもしれないですけれども、何ができるのかということで、まず先日行いました会議の中でももう一度、各課長を集めた中の会議ですけれども、各課に戻って何ができるのか、どこまでできるのかを検討してほしいということも伝えておりますので、それを集めながら今月中にもう一度会議を行うことになっております。それを踏まえながら、各施設の中でできるものというふうに考えて地道にやっていきたいと思っておりますし、市立病院につきましても非常に大きな

電力の消費を行っているところでありまして、病院の運営上できるところとできないところもあろうかと思っておりますので、そちらにつきましてもできるところは行うという発想のもとで節電対策を進めていきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 部長のおっしゃるとおりだと思います。北海道の夏場の公共施設等の節電にはなかなか今言ったように限界があって、厳しいというのが全体の状況であります。先ほど言いましたけれども、むしろ冬場の節電をどうするかというのが、またこれ今お話ありましたように電灯をつけないで仕事をするということにもならないだろうし、また暖房も入れないで寒い中ですということにもならないだろうし、どうするかという点では、やっぱり今からそういう点では私たちは7月から9月までの節電対策ではなくて、先ほど言いましたように我々としては泊原発の1号機、2号機、3号機を再稼働させなくても電力が需給できるように節電対策を取り組んでいく必要があるなというふうに思っています。新聞報道によると、ことしの夏の北海道電力の需給力は約485万キロワットで、これは泊原発の1、3号機すべて稼働しないで、あるいは主な火力発電所である苫東の厚真4号機、これは70万キロワットを供給しているのですけれども、ここも定期検査で停止しても485万キロワット、去年の夏場のピークは485万キロワットで、原発を稼働させなくても節電に努力すれば電力は北海道では十分間に合うという計算になっておりますので、関西のほうでは大飯原発の再稼働をしなければ電力が足りないということでありましてけれども、北海道の場合はそういう状況ではありませんので、ぜひ先ほどお話がありましたように、地道な取り組みでも季節を問わず節電できる、これは経費節減にもつながりますし、我々自身も市民全体にもかかわる問題であります。私は所管の関係上公共施設等しかお聞きすることしかできませんが、公共施設で努力をさせていただきたいというふうに思っております。この問題は、これで終わります。

最後に、スマートインターについてお伺いいたします。この問題は、砂川に高速道路が開通した当時、かなり前から、以前から議会でも議論されてきましたし、要望してきた経過もあります。しかし、その後政治情勢や経済情勢の変化の中で、なかなか実現してこなかったというのが現実でした。このたびまた改めて市長が市政執行方針で述べられたのは、先ほど答弁ありましたようにそれぞれのそういう意義があるのだらうと思っておりますが、市民の皆さんの中でもさまざまな声がありまして、無駄遣いにならないのかとか、あるいは先ほど答弁ありましたが、本当に中心市街地の活性化にあれを開通して誘導できるのかというようなさまざまな意見などもあります。しかし、先ほどご答弁ありましたように子どもの国周辺や、あるいは広域的にはかもい岳のスキー場、さらには救急医療等という点では私自身も必要性は高いというふうに考えておりますので、1つはこれを成功させるにはさまざまな相当の運動や努力が必要だらうというふうにこれまでの経過で私も思っておりますので、まず伺いたいのは、先ほど空知総合期成会のほうにも上げられましたが、近隣市

町との連携をもっともっと密にして総力挙げて取り組んでいく必要があるのではないかと
いうふうに思いますが、その辺はどのようにお考えになっているのか、まずお伺いいたしま
す。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 スマートインターチェンジの近隣市町との連携という部分につ
きましては中空知広域圏がありますので、中空知広域圏では以前からこれらについての要
望というのは上げられたこともありますけれども、それは議員おっしゃられたとおり時代
の流れの中で、なかなか難しいということで取り上げられなかったという状況にもありま
す。ですけれども、今回昨年度からは空知地方総合開発期成会の要望事項としても上げさ
せていただいておりますので、空知全体としての取り組みということも考えておりますし、
かもい岳のスキー場がありますので、歌志内市さんとは連携をとりながら、情報をいただ
きながら、それらの必要性を訴える資料等の作成はさせていただいているところでござい
ます。あと、ほかの近隣市町も、例えば新十津川町さんであれば滝川のインターチェンジ
でおりるよりも、あの位置にスマートインターチェンジができると距離的に利便性が高ま
るのかなとは思いますが、あくまでもネクスコ等から言われているのは収益が上が
らなければならないと言われておりますので、余り距離が短くなるメリットをお話ししま
すと、収益的には不利になるということも若干言われている部分がありまして、非常にそ
ういふ点では難しい部分があるのかと思っておりますけれども、それらのメリットも実際はある
というふうには私ども考えておりますので、これは近隣市町とも連携をとりながら設置に向
けた動きは取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 今お話ありましたように、かもい岳スキー場は歌志内市さんとの、この
辺にはあのスキー場しかもうないですから、歌志内のスキー場とかどこのスキー場とい
うのではなくて、地域のスキー場として活用しているし、スキー連盟も砂川も歌志内も合併し
てかもい岳スキー連盟になりまして、歌志内のスキー場でありますけれども、スキー場の
運営はスキー連盟の会長さんも砂川の人ですし、事務局も砂川が持っているというような
形で運営されて、本当に地域の中心的なスキー場で、ここの冬場の活用もあります。それ
から、ご承知のとおり道立子どもの国の自然の家の存続も決まったようでありますから、
これをさらに今後は改築なども含めて、子どもの国に大いに人を誘導するという観点から
も私は重要でないかというふうに思っておりますので、私はこの点で改めて、先ほど言いま
したように市民の皆さんにはいろいろそういうちゅうちょするような、あるいは不安を持つ
ような声もありますので、設置する意義と目的を市民の皆さんに広くもっともっとPRして
市民の皆さんの理解を得て、子どもの国を誘致するときは文字どおり総市民ぐるみで私
ども誘致した経過があるのです、石山に誘致するときに。全道であちこちつくりたいとい
うところがあったのですけれども、砂川に誘致するためには文字どおり議会も超党派ですし、

議会、行政あるいは市民ぐるみの大運動で子どもの国を砂川に持ってきたという、そういう経過もありますから、こういうなかなか難しい課題をやる場合は市民の理解がなければいけないというふうに考えますので、もっともとその辺の設置の目的や意義について市民にPRすべきだと思いますが、その辺についてのお考えについてお伺いします。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 市民に対するPRというお話であります。現状といたしましては、先ほど答弁いたしましたとおり今検討の調査業務を行っておりますので、それらの中で図面等もでき上がってくるのではないのかなというふうに思っています。それらを示しながら、市民の方にわかりやすい形の中で周知できる方法もあろうかなと思っております。高速道路についてはいろいろ政策的な流れがありまして、無料化等もありまして、市民の方もそれらによりまして利用されることが非常に多くなってきているのではないかなと思っております。一部の方が利用される高速道路ではなくて、多くの方が利用される高速道路というふうに現状なっていると思いますので、それらを含めながら、ある程度明確な形で示せる段階になりましたら、市民の方にご理解をいただくような形の中で情報提供を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 ぜひそれはしていただきたいと思えます。同時に、今部長が言われましたようにある程度の素案が、計画がまとまりましたら、先ほど言いましたように市民の代表の皆さんとか民間の皆さんも巻き込んだ誘致を推進する組織をつくって、文字どおり市民ぐるみでこのインターチェンジを設置する、そういう取り組みを進めていくべきでないかなというふうに考えますが、最後にその点だけお伺いしたいと思えます。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 現状といたしましては、調査業務の委託を行いながら、設置に向けた取り組みを行っておりますので、それらがまとまった段階では、市民の皆さんのご意見等も伺わなければならない機会等もありますし、それらの運動が必要になる場合もあるかと思えますので、それらにつきましてはその時点での状況を見ながら適切に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 東 英男君 増井浩一議員の質問は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

増井浩一議員の質問を許します。

増井浩一議員。

○増井浩一議員（登壇） 通告のとおり一般質問をさせていただきます。

1つ目、砂川市の防災対策についてお伺いいたします。昨年東日本大震災による津波被害、台風による土石流、そしてことしに入ってから竜巻による家屋倒壊等、想像を超えるような自然災害が発生していることから、防災について意識が高まってきていると考えます。そこで、次の点について伺います。

（１）、砂川市地域防災計画は、随時検討を加え、必要があるときはこれを修正するとありますが、今までに変更を行ってきたものはあるのか。

（２）、すべての避難場所に避難場所を示す標識が設置されているのか。

（３）、避難施設において、避難をしてからの災害情報、安否確認の受信等ができるかをお伺いいたします。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 大きな1の砂川市の防災対策についてご答弁を申し上げます。

初めに、（１）、砂川市地域防災計画の修正経過についてであります。地域防災計画は、昭和36年11月の災害対策基本法の制定を受けて昭和38年3月に砂川市防災会議において作成されており、災害予防、災害応急及び災害復旧対策等を実施するに当たって、防災対策機関が市民の生命、身体及び財産を災害から保護するための対策について定められたものであります。以降数度の改正を経て、現行計画は昨年5月に改正したものであります。内容といたしましては平成22年3月に開催された砂川市防災会議において承認されたものであり、昨年3月に発生いたしました東日本大震災の教訓や対策などを反映させた内容にはなっておりませんので、今後国の防災基本計画、今月7日に決定された新たな北海道の地域防災計画において減災を防災対策の基本方針とされたことなどを踏まえ、さらには市で検討を進めております避難所の見直し、物資の備蓄など内容を十分検討した上で防災会議に諮り、改正する予定としているところであります。

次に、（２）、避難場所の標識についてであります。現在砂川市の避難場所は小中学校のグラウンドなど11カ所を指定しております。避難場所には避難場所であることを示す標識を1基設置しているところでありますが、地域防災計画において昨年新たに追加された地域交流センター駐車場につきましては今月8日に新規設置が完了したところであり、すべての避難場所に標識が設置されているところであります。

次に、（３）、災害情報、安否情報等の受信等についてであります。避難施設において避難してからの災害情報、安否情報の受信等は、テレビ、パソコン、携帯電話などの情報通信機器を利用することになりますが、大規模災害となった場合には避難施設が停電になること、携帯電話が使用しづらくなることなども考えられるところであります。このため、現状といたしましてはラジオ等を各避難所に配置し、災害情報の受信を行うこととな

りますが、情報の伝達方法につきましては停電なども想定した中、検討を進めていかなければならないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 増井浩一議員。

○増井浩一議員 それでは、答弁を得ましたので、2回目の質問をしたいと思います。

(1)の防災計画は、国や道の計画を踏まえ、さらに検討ということですが、今月7日に北海道の防災計画は減災を基本方針ということですが、現段階での情報があればお伺いいたします。

(2)の標識は、通告したときには交流センターがなかった状況で、すべての避難場所にもうついたということで確認しましたが、はっきり見えるものと設置場所が陰になったり道路から見づらいといった箇所もあります。何よりも標識が小さくてわかりづらいというような印象も受けますので、標識を改善するような考えはあるのかお伺いします。

3の受信については、停電になったときのことも考えながらですが、災害発生時の情報の伝達は防災計画にうたわれていますけれども、避難してからの安否情報や地域の詳細な防災支援情報は、東日本大震災でも地域コミュニティーFM局が活躍したとのことでした。そこで、地元FM局の活用はどう考えているのかをお伺いいたします。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 3点ほどご質問あったかと思えます。

まず最初に、道の防災計画の見直しについてでありますけれども、道は今月7日に見直しを行ったということで、見直しの結果の防災計画はまだ明らかにはされておられませんけれども、4月下旬に素案という形で示されております。基本的には、国が昨年12月に見直しを行いました防災基本計画と同様に、東日本大震災を踏まえまして地震、津波に対する対策等も触れられておまして、また先ほどご答弁申し上げたとおり、基本方針といたしましては被害を極力少なくする減災という考え方が示されているところであります。また、今回の計画の中では、家庭でも平常時に備えをしておかなければならないということで、家庭でも3日分の食料ですとか飲料水を確保すべき、そのようなことも触れられているというふうに素案の中ではなっているところでございます。また、情報伝達手段の追加ということで、J A L E R Tですとかいろいろなさざまな情報伝達手段もありますので、それらの活用についても触れられているという状況になっております。

続きまして、2点目の避難所の標識が見づらいということのご指摘でございます。現行のサイズにつきましては、1辺60センチのひし形で緑色の標識になっているかと思えます。確かにその大きさからいきますと、避難場所というのはある程度大きな面積が確保されているところで、1カ所でもいいのか、それとサイズの部分もあります。今回地域交流センターゆうのほうに設置をさせていただきましたので、それら設置したばかりというものもありますけれども、避難場所は大事なものになりますので、こちら辺につきましてはサイズあるいは標識の形等も再度検討する中で、1基でもいいのかどうか、それらも含めなが

ら、あと標識に付加して何か情報を伝達することができないのか、例えば現状といたしましては浸水の想定地域にはハザードマップを今回作成して周知するということになっておりますので、避難場所の中にも浸水地域にあるところが実際にはありますので、それらの部分につきましては想定浸水区域がこのくらいになるというものも示せる状況にあればそれらも示しながら、情報伝達を図る手段としてそれらの標識も活用できるものがあれば活用してまいりたいというふうにも考えております。

続きまして、3点目の避難所の備えとして安否確認ということで、東日本大震災の際には地域FM等がそれらの部分として情報伝達として活用されたというお話も聞いておりますので、現状といたしましてはFMなかそらちとの災害協定につきましては、災害の広報活動、発生した場合の広報活動を行っていただくということで協定を結んでおりますけれども、そのような安否確認の情報伝達ができないのかどうかも含めましてFMなかそらちさんのほうと協議をさせていただきまして、それらが可能であれば、そういう活用方法もあるのかなというふうに考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 増井浩一議員。

○増井浩一議員 (1)の北海道の新計画の反映は理解したのですけれども、次期の砂川市の改正に向けて市民の意向をどう反映させるのかをお伺いいたします。

(2)の避難場所を示す標識ですけれども、ご答弁いただいたように浸水地域を示すとか、大きさを大きくするだとか、そして何よりも1カ所で少ないようなところもあると考えますので、例えば大きくして、どこから見ても、だれが見てもわかるように、それと避難場所という文字と一緒に、浸水の地域ならそういうマーク、インターネットにも載っていたのですけれども、避難場所を示すシンボルというものも非常口の絵についているような絵が載っていましたので、そういうのも活用してやっていったほうがよろしいのかなと思いますけれども、そこら辺は可能でしょうか、お伺いします。

3については、FMラジオというものに限定しておりますけれども、ラジオを受信できるような設備を用いたらどうなのかなと思っておりますので、そこら辺どう思われているのかお伺いいたします。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 1点目の防災計画の見直しに対する市民意向の反映、市民の考え方が取り込まれるかという考え方につきましては、昨年の議会の中でもお話ししておりますとおり、避難場所の見直しを現状考えておりまして、まず今回ハザードマップを作成するに当たりまして、先ほども若干お話をいたしましたけれども、現行11の避難所のうち3カ所が浸水ハザードマップにおける浸水区域の中に存在するという形になっておりますので、現状といたしましては、水害時の避難場所といたしましてはその3カ所につきましてはほかの避難場所を指定させていただくということで、こちらにつきましては見直しを

図るということで、先日町内会連合会の役員会の席におきまして、私ども担当者が出向きまして、それらの意向をお伝えさせていただいております。全87町内会のうち31町内会に該当する避難所であります公民館、海洋センター、中央小学校が浸水区域になるということになっております。その中で、中央小学校の中の10町内会は晴見団地ですとか高台の部分になりますので、こちらについては避難所といたしましては浸水区域になるのですけれども、町内会としては浸水区域にならないところもございますので、それらの部分を含めながら意向調査を実施をしているところでございます。それらの意向を聞きながら、避難所として他の避難所、どの避難所がいいのかとか、町内会として選択していただくかなというふうに思っています。距離的には避難所かなり離れる部分にもなりますけれども、そういう形の中で市民の意向ということの部分で、避難所の部分につきましては意向を反映していきたいなというふうに考えておきまして、また近くに避難所あるのですけれども、指定の避難所が離れたところにあるという町内会もあるというふうに聞いておりますので、こちらにつきましては町内会連合会のほうから文書を発送させていただいております。全町内会に現行避難所への変更等の意向があれば申し出てほしいということで、こちらについては町内会連合会の協力を仰ぎながら現状進めておりますので、市民の意向を反映する部分といたしましてはこのような取り組みを行っているところでございます。

続きまして、避難場所の標識ということで、先ほどもご答弁させていただきましたが、できるだけわかりやすい標識ということになっております。私どもそのマークですとかシンボルというのはなかなか把握できていないところもございますので、それらも確認をしながら、避難場所が市民にとってわかりやすく表示できるような形の標識のあり方について改めて検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

最後になりますけれども、避難所の情報伝達方法ということで、FMということもございました。地域FMになりますと受信エリアが限られているところがございますので、すべての11カ所の避難所で受信ができるかどうかというところの再度の確認も必要ですし、そこで受信しづらくなった場合どのような設備を設けたときに受信ができるのかと、そのあたりの点検等も行っていかなければならないと思いますけれども、現状といたしましては大きな震災等があった場合については停電となって、なかなか情報伝達が難しいというのも今回の東日本大震災を踏まえまして把握されている状況にありますので、どのような形で情報伝達をすべきかを再度改めて市としても検討してまいりたいと考えております。その中でミニFM等の活用も十分考えてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 増井浩一議員。

○増井浩一議員 わかりました。災害はいつ発生するかわからないものですから、常日ごろより防災並びに情報の受信等、そして備蓄資材の配置を行って、発生後の二次災害などが起こらないようにしていただきたくお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員（登壇） それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回は、大きく1点についての一般質問となっております。

1つ目ということで、地域発ニューツーリズムの取り組みについてお伺いをしたいと思います。ニューツーリズムとは、従来の物見遊山的な観光旅行とは異なり、旅行先での人や自然との触れ合いなど体験的要素を取り入れた新しいタイプの旅行です。従来のような旅行会社の主導ではなく、地域の立場から特性を生かすことが一番であるため、地域活性化につながる新しい旅行の形と言われております。内容としては、産業観光、エコツーリズム、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズム、ロングステイ、文化観光などが含まれます。また、国においては、観光庁の施策としてニューツーリズム創出・流通促進事業が推進されてもおります。このようにニューツーリズムの取り組みにより、市外からお客さんが砂川に来てもらう、来砂して昼間人口、そして滞在者の増加にもつながり、地域の活性化、にぎわいづくりへとつながっていくものと思います。そこで、次の小さな4点について伺います。

初めに、小さな1点として、市外からのお客さんが砂川に来られたとき、見る、食べる、泊まるなどの情報を観光案内所の設置により直接伝えていくことが必要と思うが、現在はどのような状況になっているのか。

小さな2点目として、ニューツーリズムを積極的に取り組むべきと思うが、市はどのように考えているのか。

小さな3点目として、市内観光ガイドの養成と活用について。

小さな4点目として、我がまちを市内外の多くの人たちに詳しく理解してもらう機会として、（仮称）砂川観光ご当地検定を実施することについて。

以上、1回目の一般質問といたします。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） それでは、地域発ニューツーリズムの取り組みについてのご質問に順次ご答弁申し上げます。

1点目の市外からのお客さんが砂川に来られたとき、来砂されたとき、見る、食べる、泊まる等の情報を観光案内所の設置により直接伝えていくことが必要と思うが、現在はどのような状況なのかについてまずご答弁申し上げます。市外からの観光客などへの対応につきましては、現状といたしまして事前調査をされないで来られた場合には、砂川観光協会を訪ねられた際にご案内しているほか、電話等で市にお問い合わせをいただいております。観光目的で来られた方の玄関口でもありますJR砂川駅の待合室内に市の観光パンフを常設しており、駅舎には砂川駅周辺マップとスイートロードマップの案内板があり、公共施設、コンビニ、飲食店、菓子店、宿泊施設のほか、オアシスパーク、子どもの国や北光公園等の観光資源も表示されており、案内板によってまちの情報、観光

施設等の情報発信をしているところであります。

次に、2点目、ニューツーリズムを積極的に取り組む市の考え方についてご答弁申し上げます。観光庁は、地域の特性を生かし、かつ多様化する旅行者のニーズに即した観光を提供するニューツーリズムの振興を図っているところであり、ニューツーリズム創出・流通促進事業として産業観光、エコツーリズム、グリーンツーリズム等の新しい旅行商品の創出と、流通を促進するための実証事業の実施や追跡調査等により得られたニューツーリズム旅行商品化の留意点等をまとめたガイドラインを策定したところであります。市内では、既に地域資源を生かした体験型、交流型のニューツーリズムとして、製造業における物づくり体験や工場見学などの産業観光と、毎年道外の中学生を受け入れて農作業体験を行うグリーンツーリズムの実施、さらには北海道立砂川少年自然の家において石山登山やハイキング、冬期間の歩くスキーやかんじきで公園内を自由に歩くヘルスツーリズムを展開しているところであります。当市には、自然豊かなオアシスパーク、子どもの国を初めとする緑あふれる公園、さらには豊富な地元農産物等、ニューツーリズムの展開に必要な多くの素材が点在しており、これらを活用することで観光振興や経済波及へつなげる要素がございます。ニューツーリズムについて市として取り組むためには、観光協会や商工会議所、宿泊施設、地域資源と関連する機関、団体などが推進組織体制を構築し、その中で地域資源を明確に把握することの必要性、受け入れ体制の整備、観光客をもてなす人材や地元観光ガイドの育成、さらにはニーズとマッチする体験型メニューの開発が必要となっております。地域密着型のニューツーリズムの促進は、地域活性化に結びつくものと認識しておりますが、観光庁がまとめたガイドラインや北海道内の先進事例を参考にして、今後取り組みの可能性について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、3点目、市内観光ガイドの養成と活用についてでございますが、地域における観光ガイド活動の必要性については、重要と認識しております。観光ガイドの活用は、多額の資本を投入しなくてもアイデアや知識を投入することで地域住民が主役の観光となり、来訪者のためだけに行うことが目的でなく、自分のため、地域のために行うことが結果的に来訪者にも喜ばれることにつながり、地域の活性化を実現していくことになるものと考えられますので、観光協会や商工会議所など関係団体と協議してまいりたいと存じます。

次に、4点目、(仮称)砂川観光ご当地検定を実施することについて、ご当地検定はその地域の歴史、自然、文化、観光、産業などについての知識に関する能力試験であり、地域への愛着や地域の活性化などを目的とし、各地でさまざまな団体が実施しております。試験そのものも工夫を凝らしたものが多く、その実施方法なども千差万別であります。お尋ねの砂川観光ご当地検定の創設につきましては、砂川市の歴史、自然、文化などを知っていただく上で一つの有効な方策であると思っておりますが、全国各地の例を見ると継続性や採算性などから中止に至ったものや実施が見送られたものもあり、難しい問題点もあるよう

でございます。実施の可能性については、目的、対象となる素材、試験の対象者、実施主体、さらには継続性など、幅広く検討して進めていかなければならないと考えますが、自分の住む地域のことを知り、大切に思う気持ちは重要であり、砂川の魅力を再発見する意味から、ご当地検定は理解を深める役割を担うものと思われれます。観光のまちづくりを進める上で、商工会議所や観光協会の方々からご意見をお聞きしながら、ご当地検定を含めた観光振興策を検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、1回目の質問に対して小さな4点の項目にわたって答弁をいただいたところなので、一つ一つ質問をさせていただきたいと思います。まずもって、小さな1点目、強いて言うと私は観光案内所を設置してほしいということのお話でございます。正直、砂川の場合観光案内所と思われるものがなく感じておりますし、今ほどの答弁の中では強いて言うと観光協会のほうに、例えば事前に計画を練らないで来た場合でも、観光協会とか電話での問い合わせをしながら対応している。さらには、JR砂川駅舎内の待合室にそれぞれ砂川市内に關係するパンフレットを設置しているということで、そういったことに対しては私は何ら問題はないと思っているのですが、私自身もいろんな形で地方に行く機会もあったり、行く場合には事前に計画を練って行きます。しかしながら、そのまちなに行ったときには、詳細なことを聞くためには観光案内所といったところに足を運んで、事前に計画した中も含めながら聞かせてもらう機会もありますし、さらには急遽そのまちな寄ってみて、例えば昼食の時間であれば食べる、そしてまた地域を見る、時にはそこで泊まらなければいけないという泊まるといったことの場合については、観光案内所というものがあるところに、やっぱりそこに行って、いろんな形で見て、聞いてというような形が私も実施させていただいていますし、それが必然的なものではないのかなというふうに思っております。

そもそもこれは、砂川市外から来られる人方が我がまちに来たときに、フェース・ツー・フェース、相手の顔を見ながら、そしていろんなお話をしてもらいながら、このまちな来てよかった。そして、行ってみようかと、ここにはこういう場所があるのだなといったこと。そして、食べるといったときにおいても、砂川市内にはどういったおいしいものがあるのでしょうかといった話から、ではどういったお店がいいのでしょうかと、そしてそのお店にはどんなメニューがあって、さらにはどのぐらいの料金で、どのあたりの場所があって、そしてその観光案内所から行ってどのぐらいの時間と距離なのでしょうかねというの、やはりそういった観光案内所的なところがあって初めて私は知り得るものだというふうに思っています。そして、なおかつ私自身も思うのが、どこに観光案内所があるのだろうかというふうに感じ取るのは、公共の交通機関であるJRの駅といったものがどこへ行っても感じ取るところであり、そこに行く去何でもそろっているのかなといったふうに私自身も思いますし、地方から来られた方たちはそういうふうに思うのではないだろ

うかというふうに思っています。そんなことから、私は観光案内所を設置するとなれば、人の配置といったこととか場所の配置といったこともかかわってきますから、いろんな形で費用もかかってくるのではないかなと思いますけれども、例えば砂川の場合駅舎で考えたときに一つの検討材料として、砂川の駅舎の待合室には小売店、俗にキヨスクもありますので、キヨスクは民間としてしておりますけれども、そこにいらっしゃる方に例えば砂川の観光ということの案内のできるようなことをお願いをしながら、連携というものがあってもいいのではないかなというふうに思うのですが、このことについてどういう考えをされているのかお聞きをしたいと思っておりますし、それとこれに関連して、砂川駅北側に自由通路があって、地域交流センターゆうまでが自由通路ですけれども、そもそも自由通路は市道ということであるのですが、その1階の階段とかエレベーターがある、あいているスペースに観光案内ブース的なものの設置というのが可能なのか、そもそも市道の施設の関係でそういったことが設置できるのかどうかについての可否聞かせていただきたいなというふうに思っております。

小さな2点目でありますけれども、今現在砂川市内でも物づくりの関係での工場見学とか中学生の農作業におけるグリーンツーリズム、以前から修学旅行を使つての農作業体験ということで砂川に来られているということもあるし、そういったこともまさにグリーンツーリズムであり、石山の道立自然の家を使つてのヘルスツーリズムといったことから、そういった地域的資源も考えたときに、砂川市内には今の答弁を通しながらたくさんあるのだということを改めて再認識させてもらったところですが、ただニューツーリズムに取り組むに当たっては、観光協会とか会議所とかいったことでのいろんな関係との推進していくための協議をしていかなければいけないということでもありますけれども、これが今後どのような形で進んでいくのかということをお聞きしたいと思っております。そこで、ニューツーリズム自体は今の答弁の中でもありましたように体験とか学習とか交流という、こういった人気の3要素がニューツーリズムの基本的な考え方であり、それによって今までと違って着地型のツアーが実施されてきているということだというふうに思っております。こういったことを考えながら、ぜひともニューツーリズムの考え方についてもしっかりと検討していただきたいと思っておりますが、この推進に向けて協議をしていくということですが、どのような形で推進協議ということが成り立っていくのか、この辺をお伺いしておきたいというふうに思います。

小さな3点目でありますけれども、ご当地検定ということで、まさに今ご当地検定が全国的にまだブームであるということでもあります。これは、そもそも京都の検定から始まって、今現在は全国で175カ所以上の地域でのご当地検定、道内においては15カ所にわたってご当地検定がされております。その中にはやはりそれぞれご当地検定の特色がありますので、先ほどお話があったように継続的に実施しているところもあれば、単発で終わっているところもあります。なおかつ、1回やって、その後様子見て、また実施してみよ

うかといったことがあったり、まさに地元の砂川市でいえば歴史だとか自然だとか、大体同じような形でありますけれども、そういったこと的狀況ではありますけれども、私はご当地検定といったことが我がまちを知ってもらうためのいい機会ではないかなというふうに思っています。

ご当地検定については小さな4点目でしたので、小さな3点目について次お話しさせていただきます。これは、ご当地検定と関連する部分があるのですが、市内観光ガイドの養成ということでお話をさせていただきましたけれども、砂川市だけでなく、地域ということを考えればそれにかかわるであろう観光協会とか商工会議所、ボランティア的な要素もありますので、そういった部分ではいろんな方たちとの協議が必要なのではないかなというふうに思いますが、そこで語り部的な観光ガイドということでお話しすると、私も耳にしておりますけれども、スイートロードで旅行会社が砂川市内にお客さんを連れてきたときに、ボランティア的に観光ガイド的な要素でされているということでもありますから、私はそれはすばらしいことであるというふうに思っています。ただ、これをもっと幅広く、そして砂川市の市民の皆さんにも我がまちを知ってもらう機会としてのガイドと、語り部的な要素のガイドというものをもう少ししっかりと構築してもらえないのかなというふうに思っておりますので、このことについては今後協議をしていくということですが、このことも今後どのような形で進めようとするのか、考えがあるのであれば聞かせていただきたいと思ひますし、さらに観光ガイドというのはもう一つの点もあるのです。今は語り部の話させていただきましたけれども、そもそも砂川市でいうならば、砂川市の観光資源として発掘をする、なおかつ発掘をもとにどのようにして事業化していったらいいのだろうかといったことのコーディネーター的な観光ガイドというものも全国的に動きがあります。そういった人材を育成することによって我がまちだけにある観光資源を開発し、発掘して、そしてこれのプログラムをつくりながら事業を推進する。なおかつ、事業推進に当たっては、やはりお客様が相手ですから、事故もなく安全性を保ちながら観光していくといったことのトータル的なコーディネートもする観光ガイドという養成にもなってきております。この辺の考え方についても聞かせていただきたいと思ひます。

以上、2回目の質問は終わります。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 何点かご質問ございましたので、順次ご答弁させていただきますが、答弁漏れありましたら、ご指摘いただきたいと思ひます。

最初に、案内板の関係でございますけれども、駅舎の中にキヨスクがあると、そこでの連携ということでございますが、駅舎の中にそういう観光協会の観光案内板的なものの設置、人員を配置するようなことは今の状況では無理でございます。現在砂川市では観光協会の事務所を中心市街地の中に位置づけして、そして隣に駐車場を整備して、そちらに

車で来られる方に寄っていただくような形で観光の案内をさせていただきたいということで考えてございますが、ただいま議員のほうからキヨスクとの連携についての可能性、これも一応一つの手法でございますので、こういう可能性があるのかないのか、キヨスクさんのほうと、また観光協会も通じてその手法についての検討はしていきたいということで考えてございます。

それから、2点目が自由通路にブースの設置が可能なのかどうかということでございますけれども、これ一応市道でございますので、この辺については市の道路管理者との協議ということで、一応可能性が高いということで考えてございますので、道路管理者と十分、この辺のスペースのとり方、ただポスターだけ張るのではなくて、何を置くのか、何を飾るのかということの内容等もございますので、十分道路管理者との協議をさせていただきたいと考えてございます。

それから、農作業体験の関係で、今後観光協会と商工会議所などの協議でどのような考え方で進めるのかということでございますけれども、ニューツーリズムというのは一つの観光産業としてとらえてございまして、いろいろなものを調べますと、観光の商品、旅行商品、これらにつきましては一応3つの構成があると、要素があるということでございます。1つ目が観光資源、2つ目が観光施設で、3つ目が観光サービスという、3つで構成されているのですけれども、観光資源というのは砂川市でいえば子どもの国なりオアシスパークということで自然の観光がございまして、無料で見られるということでございます。次の2つ目の観光施設というのは、来ていただいたお客様が市内でホテルや旅館に泊まっていただくということでございます。それから、あと観光地へ行くためのマイクロバスとかハイヤー、タクシーなどの、そういう運送業務を行っている方の提携と。それから、3つ目が観光サービスでございまして、これがご質問いただいた観光ボランティアガイドのものに該当するわけでございます。これについてもボランティアでございまして、無料ということで考えておきますと、いずれにしても観光商品で来ていただけるニューツーリズムの方々については、何らかの形で当市にお金が落ちる、消費をしていただくということの一種の経済行為が必要ではないかと。自宅を出てから、砂川に来ていろいろなものを見て行って、結局自宅に帰るまでお金の消費がなかった場合は、これは観光商品、旅行商品ということの位置づけができないのではないかと考えていますから、何らかの形で経済行為で消費をしていただくということから考えますと、通常であれば今までの旅行業者の方がやっているものは宴会型で団体的な旅行と、それからよく旅行会社に行きましたら大量の販売パッケージが並べられている。こういうような過去の販売の旅行産業だったのですけれども、このニューツーリズムの商品化というのは地域の隠れた資源を活用すると、そういうことから、来られるお客さんは小規模、小ロットの二、三人の個人の方、またはご自分のマイカーで来られる。そういう方々を新しい旅行形態で産業として結びつけていくということでございますので、いろいろな全国的にこのニューツーリズムに取り組んで

いる事例等を調べますと、一番の問題点というのが集客手段なのだと。その困難さがいろいろありまして、経済行為に結びつかない、採算性算がとれない、そしてさらにそれを受け入れるきちっとした体制づくり、これらの問題点が約8割を占めているということでございました。観光庁が先ほど平成19年から3年間、実証実験といいますが、実証でやられたニューツーリズムの創出・流通促進支援事業、この結果が、この事業を請け負ったニューツーリズムのマーケティング研究所というの結果が出ているのですけれども、商品化されたツーリズムの集客が問題、ネックがあった、問題点があったということで、この実証実験が終わった後、商品化しているのは約3割しかなかったということで、産業として自立するためにはやはりきちっとした地元の受け入れ体制、そして継続性が求められるということでございますので、本市においてもやはり受け入れ体制の整備というのが重要なポイントということでとらえてございますので、観光協会や商工会議所を通じてきちっとした実施体制の受け入れということで協議をさせていただきたいと思っています。一応来年度以降観光振興につきましては、きのうの一般質問にありました地域おこし協力隊、この辺の考え方もきのうご答弁させていただきましたので、こういうものも活用した中で受け入れ体制の整備も検討させていただきたいということで考えてございます。

ご質問いただいたのは以上だと思うのですが、答弁漏れがありましたらご指摘いただきたいと思います。

〔何事か呼ぶ者あり〕

申しわけございません。

現在スイートロードで札幌から来ていただいているお客様のボランティアガイドにつきましては、一般のスイートロード協議会のメンバーの方々に実施していただいておりますが、その中にも市の職員が入っているわけでございますけれども、やはり砂川の方でなければわからないような観光資源がございますので、この辺の説明につきましても今後、語り部的なガイドといいますが、ボランティアをやっていただくためにはこの観光資源といった場合は、何年にいつごろ、どのぐらいの事業で、そしてどういうものかということ、観光語り部の台本的な説明する台本が必要だと思っています。ですから、ただ来ていただいた方に、受けとめ方がありますので、おもしろく、おかしく、そして砂川にはこういうすてきなところがあったのだなというものを受けとめていただくためには、語っていただくための観光資源の台本的なものもきちっと、観光協会なり商工会議所なり専門的な方のご意見も伺いながら作成して、来たときの対応をしなければならないということで考えてございます。

それから、今議員のほうからありましたトータルコーディネーターの考え方でございますけれども、北海道観光連盟だとか道の観光局を通じて、ご当地検定なり観光ガイドをするに当たっては、やはり専門的な方のご意見もいただかなければなりませんし、本市としてもそれを受けた後、観光ボランティアガイドの人材育成を考えていかなければならない

ということで、これらにつきましても観光協会、商工会議所なり、旅館業の組合の方々と関係団体の方と協議して、可能性についての考え方も詰めていかなければならないということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 東 英男君 沢田広志議員の質問は休憩後に行います。

午後 1 時まで休憩します。

休憩 午前 11 時 47 分

再開 午後 0 時 59 分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

沢田広志議員の質問を許します。

沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、質問ということでさせていただきますけれども、部長を通していろんな形の答弁をいただいたところであります。そもそも私は、今回ニューツーリズムの取り組みということでの一般質問ということで通告をさせていただいております。ニューツーリズム、きっかけは今進められている砂川市の第6期総合計画、その中で産業振興、にぎわいと新たな活力を生み出すまちを目標としてといった中での観光ということから、地域の多彩な観光資源を活かし、訪れる多くの観光客にいやしと安心感をもたらす魅力的なまちを目指しますといった総合計画の取り組み、その基本事業の中には観光資源の充実、心のこもったおもてなしの充実、情報発信の充実といった基本的な事業、そしてさらにはそれに加えて取り組まなければいけない個々にわたる事業もあるということから、私は今回一般質問ということで取り上げさせていただきましたし、さらにお客さんの砂川市への入り込み数ということでは、平成21年度、これは総合計画を策定するに当たっての土台となった数字でもありますけれども、187万人の皆さんが砂川市に訪れている。ただ、その大きな内訳的なものを申しますと、これはもう必然の話ですから、ハイウェイオアシスのほうには131万2,000人、そのほかということで56万人です。そういったことで、砂川のほうには来訪者がいるのだということで、これが平成22年度になると残念ながら対前年比でいくと89.3%ということで、入り込みの客数は167万人ということで、約20万人ほど減少してしまっている。そういった中でも、もう少し詳しく調べた中でいいますと、宿泊客の関係、宿泊客延べ数においてもふえたり、または横ばいであるということで、これは平成22年度の砂川市の宿泊客の関係では2万5,300人、21年度は2万4,200人ですから、104.5%の増減比、対前年比ということでありますし、宿泊客数の延べ数においても平成22年度は4万2,100人、21年度は4万2,500人と99.1%ですから、ほぼ横ばいであるということからも、結構ハイウェイオアシスのほうには多くの来訪者、どうしても高速道路といったことを含めながらの来訪者が多いのですけれども、市内のほうにもそれなりに来訪者が流れてきている。もしくは、先ほど部長のお話もありましたように、車で来られている方たちも多々いるだ

ろうといったことから、砂川市の観光客の入り込み数というのはそういう状況であるといったことの中から、私は今回の一般質問を通して観光案内所のことについても聞かせていただいているところでありますし、その他ニューツーリズム、新たな観光資源の開発ということで、今までやってきている観光資源、取り組み、多岐にわたってそういった観光資源となる素材がたくさんあるということも答弁でいただいておりますから、そういったことをもう少し一体的にしていくべきではないのかなというふうに思っているところであります。

そういったところから、まず観光案内所についてなのですが、先ほどの答弁ではキヨスクの関係についてもちょっと話をしてみたいということと、自由通路の1階の空きスペースの観光ブースについても今後どのようなことができるかという、まず検討というような話もありましたので、こういったことについては一層前進できるような形で考えていただきたいなと思います。そういった中で、ニューツーリズムは小ロット、恐らく数人というかな、そんなに大型バスで来るとかという部分ではなくて、本当にマイカーで来たり、もしくはグループで来たりというような形が多々あるようにも見えております。そういったところを見たときに、さらに観光案内所ということでの観点からお聞きをしておきたいと思うのですが、車で来るとということと、それと最近では携帯電話自体がスマートホンということで、新たな形のものを利用する人がふえてきているということと、パソコン一つとっても、ノートパソコン自体も無線LANといったことで、持ち運びしながら地域の情報を知り得るということを考えて動いている方たちもおります。そういったことから、今まさに時代とともに変わってきているのでしょうけれども、私は観光案内所ということも含めながら、さらに発信の一つの方法としてフリースポットという形は取り入れることはできないものなのかなというふうに思っています。フリースポットというのは、端的に言ったら一つの拠点を通して無線LANでインターネットにアクセスできるというアクセスポイントの設置であるということで、これはフリースポット協議会という全国的な組織の中から動いて、残念ながら砂川市内では設置をされているところはありませんけれども、主に設置場所というのは喫茶店とか飲食店、さらには役所、公民館などの公共スペース、ホテル、旅館、さらには交通機関の待合室といったことで、私の知り得る部分では、どちらかという車の関係でいくと道の駅では結構設置されているところが多いなと、特に地方に行くとさらに設置している箇所が多いのかなと思っています。この近辺でいいますと、残念ながら今は設置をしていないのではないかなと思うのですが、奈井江の道の駅、ハウスヤルビ道の駅ではフリースポットの実証実験ということでしばらく前にやっておりました。そのとき私もノートパソコン持っていた経緯があるのですが、そういったノートパソコン、さらには携帯ゲーム機というのかな、無線ができるということですかね、それと最近ではやはりスマートホンということで、何か専門用語で、私も使ったことないのでわかりませんが、ワイファイというような言葉もよく最近聞くのですが、

そういったことでの一つの情報収集ができる、移動しながらできる、もしくは移動したところでもできるといったことを考えたときに、砂川の場合この観光案内所というフェース・ツー・フェースの観光案内所もしく、今の車で来て情報収集しようといったときに、パンフレット以外のアナログ的なものではなくて、そういった無線LANを通してフリースポットを活用しての案内と、もしくは情報収集といったことも私はある部分で考えてもいいのかなと思うのですが、観光案内所の関係からこういったことについて市としてどんな考えを持っているのかをお聞きをしておきたいなというふうに思います。

それと、ニューツーリズムの関係、市内観光ガイドの養成、砂川市観光ご当地検定、これは強いて言うと全部私はつながりのあるものというふうに受け取っておりますので、その観点から少しお話をし、お聞きをしておきたいと思うのですが、昨年の秋に会派で視察をさせていただきました。長野県に行っていました。長野県の箕輪町、人口が約2万7,000人、南アルプスと中央アルプスに挟まれた盆地というのですか、山合い、山合いといっても広い山合いですけれども、の町ですけれども、そこでは強いて言うと健康グリーンツーリズムといったことでの実施をしております。ここは農業の町でもあり、最先端の製造業の町であって、製造出荷額が1,300億円という大手先端技術のメーカーの工場がどんとあるというところなのですけれども、ただそういったところでも農村体験ということを通して、例えば田んぼ体験、田植え体験、草刈り体験、稲刈り体験、脱穀体験といったことで、これは砂川でいうならば、これは所管にかかわりますので、あれですけれども、ジャリン子苗植え、農園、ことしももうやっておりますし、秋になると収穫といったことでやっておりますけれども、都会から子供たち呼んだり、または都会の人方を呼んだりということ、田んぼ体験とかそば体験、また健康グリーンツーリズムということから、森林セラピーロードウォーキングプラスそば打ち体験プラスお食事、これは春で、秋になると、もみじの自然散策プラス農業体験、食事、健康ハイキング、農業体験、お食事、ここはそばの里でもありますから、赤そばの里ということで、ここをウォーキングしながら、自前の公共温泉を使って温泉プラス昼食といったことで、これはまさに忘れていたグリーンツーリズム、俗にアグリツーリズムと昔は言っていたのですけれども、グリーンツーリズムに健康というものを加えながら実施しております。

こういったところでも積極的に取り組みをしているということからも、私は今回、砂川市も先ほどの答弁にありましたように工場見学、物づくり、そして農業体験ということの修学旅行生も受け入れたりとこういったこともしておりますし、そういった経験があるので、もう少しその辺を一体的な形でしっかりとした方向性を持ってやっていっていいのかなというふうに思っております。これは、地元の関係する関係団体ともしっかりと協議をしていかなければいけないとは思いますが、最初から協議をということではなくて、市として総合計画にもうたっていますし、もちろん総合計画の中には各種団体との連携もとりながらということもうたっておりますけれども、市として観光産業であると、先ほど

部長はこれは観光産業としての振興であるというふうな意味合いを言っておりましたが、私もそのとおりだと思います。現在の定住人口が1万9,000人を切っている中で、砂川市が外から観光客ということで砂川に来てもらって、砂川でいろんなものを買ってもらって、場合によったら宿泊をして滞在してくれることによってさらに砂川市にいてくれて、それによる経済効果というものが発揮されると私は思っておりますので、その辺の考え方は大いに賛成でありますし、あるこれの専門家の方たちも、観光のマネジメントをしっかりとやらなければいけないといったところには、経済効果ということも頭に入れながら推進しなければいけないのですよといったことを言われている専門家の方たちもおります。私は、基本的にやっぱり砂川のまちなかのにぎわいづくりの一つのきっかけとして観光産業ということをして市の産業として確立してほしいなというふうに思っております。

そんなことから、いろいろ答弁をいただいておりますけれども、部長は部長で積極的にこういうことを取り組むのだということからの会議所、観光協会との協議もしていきたいということではあると思うのですが、もう少し、私は観光産業を育成していくのだということのやる気の部分を若干感じ取ることができていないものですから、もっとこういったことを市としては考えて積極的にやるのだよといったことをもし話してもらえたら、私はそういった話をもらえればなと思っております。それがすべてニューツーリズムの確立に当たってもいきますし、なおかつ砂川市の魅力再発見ということでの観光ガイドの養成、育成、さらにはご当地検定をすることによって市内はもちろん市外からも砂川というものの魅力を知ってもらえる機会であるというふうに思っておりますので、これは全体的な話をということで質問させていただいておりますけれども、この辺の精神論ではありませんけれども、やる気ということをもう少し話ししてもらえたら、具体的なものをしゃべってもらいながら答弁もらえればなというふうに思います。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 このニューツーリズムというのは、地元の隠れた見どころと申しましょうか、そういう地元の隠れた資源の活用というものがございますので、全国どこでも観光地となる可能性がある、チャンスがあるということで受けとめてございます。ただ、行政だけではできませんので、やはり関係団体との協議が必要ということでご答弁させていただきましたけれども、重要なポイントというのは受け入れ体制、実施主体と申しますか、事業として取り組むに当たっての受け入れ体制、実施主体が重要であるということで受けとめてございます。この実施体制もきちんとした形で基礎としておきまして、そして砂川の地域の観光資源をきちっと探し出して、観光資源のポイントをまず整理することが重要ななと思っております。あと、3つ目は、具体的な旅のプランと申しますが、観光商品、旅行商品として作り出していくのですけれども、必ず、結構無料というところもございますので、オアシスパークでも子どもの国も無料だとか、ガイドの関係についてもボランティアガイドということで無料になりますと、どういうところで経済効果とし

での行為が働くところがあるのか、そういうことを考えますと、観光施設という位置づけでのところで観光産業としてのかかわりが出てくる。それから、行政としての一番の役割としましては、砂川市から情報発信して今後取り組むに当たっては広く外にPRして、来ていただくような形の取り組みをしていかなければならない。そのPRの方法が今お話ありましたフリースポットといえますか、観光案内板だけではなくて情報発信の収集のものを利活用する。こういう新しいものの取り組みにつきましても、専門家の方の意見を聞いて考えていかなければならないかと思っています。これも一つの手法だとはとらえております。

そして、最後につきましては、砂川に来ていただけるお客様をいかに温かく迎えるかと、笑顔で対応するか、こういうおもてなしの関係につきまして重要なところが観光ボランティアガイドが該当するのかなということになります。ですから、砂川駅にお客様が着いたら、笑顔であいさつするところから始まるのですけれども、観光ボランティアガイドの方につきましては、先ほどコーディネーターの話ありましたけれども、専門的な方を講師として招いた中で、どのような形で観光ガイドが務められるのか、そういう人材育成も必要になってくるわけでございます。ですから、行政が先頭になって観光協会なり商工会議所なり、いろんな経済効果に波及を及ぼすと思われる旅館組合だとか、それからタクシーだとか、そういう運送業の関係もございまして、それから昼食だとか夕食を食べていただく社交飲食協会さんの関係もございまして、いろいろな団体の皆さんの中で話し合いの中から観光産業と位置づけられるこのニューツーリズムの方々、小ロットでございましてけれども、これがたくさん数が重なれば採算性も合うわけでございますので、そのような方たちから観光協会なり商工会議所と連携を組んだ中でリーダーシップを果たさせていただきたいとは思いますが、行政ではなかなか一人ではできませんので、いろいろな団体の方との連携ということで取り進めていきたいということで考えてございます。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 最後の質問とさせていただきたいと思えます。考え方も大体わかってまいりました。ただ、不安もあります。会議所、観光協会という話もありますけれども、いろいろな形で協議していかなければいけないし、やっぱりいろんな検討、話し合いをしていくということが大事だと思います。ただ、今の状況の中でそれぞれが受け入れる体制が整っているのどうかといったこともそれぞれが双方しっかりと考えていかなければいけないのかなと思えますし、そういった特に考えたときに私は、市としてすべきことというか、市だからこそできる部分は、人材育成なのだろうなと思っております。その人材育成というのは、先ほど話ししましたけれども、観光ガイド育成の中には語り部としての観光ガイドもあれば、観光の資源を開発するというコーディネート的な部分というのを先ほどお話しさせていただいておりますけれども、人材育成といったことに私は市としてしっかりと、市が主体的に力点を置いてやっていくべきではないかなと思っております。

そういった中で、もう少し詳しくちょっとお話ししますと、人材育成の中には、コーディネートをしていくのですけれども、資源調査といった項目では地域の観光資源の発掘、調査方法などを指導してくれる。その次の段階として、ツアーを立案し、立案する以上は安全管理手法などを指導していくと、最後にガイド養成、ガイド手法などを指導していくのですけれども、このガイド手法というのは立案したツアープログラムをもとにガイド手法をトレーニングして、参加者への案内の仕方、心得、安全管理など実践に必要なすべてのプロセスをきちっと指導して、そしてそれを習得して観光ガイド、要は観光資源の開発、発掘、そして事業推進といったことでの形がありますので、ぜひそういったところの人材育成ということを考えてもらえればなど。これが市の職員の中でできるというのであれば、私はやっていただきたいですけれども、もしできないというか、するに当たってはどうしても難しい部分があるのだといったことであれば、そういった人材育成のための募集をかけるなりといったことが私は最後に必要なのかなと思いますけれども、こういった、先ほどコーディネートの話で質問もさせていただいていますけれども、最後にこの観光ガイドの育成、人材育成、特にコーディネートの関係でのお話しさせていただきましたので、この考え方について今後どうされるのかなということの考えを聞かせていただいて、終わりたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 ニューツーリズムに端を発した観光事業、人材育成という点でございますが、市職員でもいろいろ十人十色で、そういう能力を持った職員もいますし、また今回のこの関係につきましては広く地域ぐるみでこのツーリズムのお客様を迎え入れるということですから、地域ぐるみでこのような専門的な、または興味を持った方を集めて専門的な方の講師の中で育てていかなければならない。そういう全体的な地域ぐるみでの受け入れ体制でこの事業を推進していくということでございますので、また先ほどもちょっとご答弁させていただきましたけれども、総務省の地域おこし協力隊というものも観光産業の中に取り入れた形で、人を専門的な方を育てていく、またそういう方に該当させるような方を採用するような形で取り組んでいきたいということ考えてございますので、すべて観光でも企業でも役所でもそうですけれども、企業は人なりと申しますから、こういう産業の中でそれに対応できるような秀でた方を育てていくということが重要でございますので、一概に観光ボランティアガイドといってもある程度のノウハウを持った勉強をしていただくようなことでなければ、せっかく来ていただいた方に砂川のいい面のPRもできないということでございますので、この人材育成につきましては市も主体的になった形でとらえておりますので、今後この件につきましてもいろいろな団体の方と話し合いをしながら、どうやって観光産業につながるような人材育成ができるのかと、いろいろなご意見をいただきながら取り組んでまいりたいということ考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 東 英男君 一般質問はすべて終了いたしました。

日程第2 議案第3号 砂川市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 砂川市墓地条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 東 英男君 日程第2、議案第3号 砂川市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 砂川市墓地条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題といたします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 私から議案第3号 砂川市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定について及び議案第4号 砂川市墓地条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

初めに、議案第3号 砂川市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。住民基本台帳法の一部が改正されたこと及び外国人登録法が廃止されたことに伴い、関係条例の整備及び一部条文の整理を行うため、砂川市印鑑条例等の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市印鑑条例等の一部を改正する条例であります。外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えることにより、関係する7条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、7ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市印鑑条例の一部改正であります。現行の第2条は登録資格の定めであり、現行「）又は外国人登録法により記録又は登録」を改正後は「。以下「法」という。）に基づき、本市の住民基本台帳に記録」に改めるものであります。

第6条は、現行「印鑑登録の制限」の定めを改正後は「登録印鑑の制限」に改めるものであります。

同条第2項第1号の全文を改正後は「住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの（外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたものを除く。）」に改めるものであります。

同項第2号として、改正後に「職業、資格、その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの」を加えるものであります。

現行同項第2号から第5号までを改正後はそれぞれ1つずつ繰り下げ、同項第3号から第6号とするものであります。

現行同項第3号「7ミリメートル」を改正後は同項第4号「8ミリメートル」に改めるものであります。

第12条は印鑑登録票登録事項の変更の定めであり、第2項の現行「住民基本台帳法又は外国人登録法」を改正後は「法」に改めるものであります。

8ページをお開き願います。第2条は、砂川市手数料条例の一部改正であります。現行の別表第1（第2条関係）の第3号を削除し、現行第4号及び第5号を改正後はそれぞれ繰り上げ、第3号及び第4号に改めるものであります。

9ページをお開き願います。第3条は、砂川市福祉医療費助成条例の一部改正であります。現行の第3条は助成の対象者の定めであり、現行「又は外国人登録法」を削除するものであります。

10ページをお開き願います。第4条は、砂川市肢体不自由児療育訓練交通費支給条例の一部改正であります。現行の第3条は対象者の定めであり、現行「又は外国人登録法」を削除するものであります。

第5条は、砂川市敬老祝金贈呈条例の一部改正であります。現行の第2条は対象者の定めであり、現行「又は外国人登録原票」を削除するものであります。

第6条は、砂川市敬老助成条例の一部改正であります。現行の第2条は対象者の定めであり、現行「又は外国人登録原票」を削除するものであります。

第7条は、砂川市重度身体障害者ハイヤー料金助成条例の一部改正であります。現行の第2条は対象者の定めであり、現行「又は外国人登録法」を削除するものであります。

11ページをお開き願います。附則として、この条例は、平成24年7月9日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第4号 砂川市墓地条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。新たに造成する北吉野墓地の使用料を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものであり、新たに造成する区画数は269区画の予定であります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市墓地条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第4条は使用料の定めであり、現行区分「平成10年度及び平成15年度に造成した墓地」を改正後は「平成10年度、平成15年度及び平成24年度に造成した墓地」に改めるものであります。使用料は、1平方メートル当たり、本市に住所を有する者は3万円、市長が特に認めた者は5万5,000円で、変更はありません。

附則として、この条例は、平成24年7月1日から施行するものであります。

5ページには附属説明資料ナンバー2として造成地見取り図等を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより議案第3号及び第4号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第3号及び第4号の一括質疑を終わります。

続いて、議案第3号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第6号 空知教育センター組合規約の変更について

○議長 東 英男君 日程第3、議案第6号 空知教育センター組合規約の変更についてを議題といたします。

議案に対する提案者の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長 森下敏彦君（登壇） 私のほうから議案第6号 空知教育センター組合規

約の変更についてご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、空知教育センター組合規約を変更するものであります。

変更の理由につきましては、空知教育センターの事務所の移転等に伴い、本規約を変更しようとするものであります。

変更の内容につきましては、3ページの議案第6号附属説明資料、空知教育センター組合規約新旧対照表でご説明いたします。表の左が現行、右が変更後であり、変更部分につきましてはアンダーラインを付しております。

第5条は事務所の位置の規定であり、現行「滝川市緑町3丁目6番21号」を変更後「滝川市文京町4丁目1番1号」とするものであります。

なお、変更後の事務所は、旧滝川高等技術専門学校を滝川市が取得、改修した滝川教育支援センターの一部を賃貸することとし、移転するものであります。

なお、附則の改正として、現行の附則を変更後第1項とし、同項の次に施設解体経費の負担方法を規定するため、第2項として、施設解体経費の負担期間となる平成25年4月1日から平成31年3月31日までの6年間に於いて第4条第1号で規定している事務に関する経費の負担金の分賦割合については、第15条第2項第1号の規定にかかわらず、次のとおりとするものであり、第1号では滝川市の分賦の割合を組合規約第4条第1号の事務に関する経費から、旧空知教育センターの施設の解体に要する経費を控除した額について2分の1を負担する旨を規定しており、第2号では滝川市以外の23の組合市町に分賦割合を組合規約第4条第1号の事務に関する経費に施設解体経費を加えた額の2分の1について、平均割30%、人口割35%及び教職員数割35%で算出した額を各市町が負担する旨を規定しております。

なお、移転に伴う各市町の負担金につきましては、現行の維持管理費等の見直しを行い、新たな負担増とならないよう措置されているところであります。

附則として、この規約は、空知教育センター設置条例の一部を改正する条例の施行の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長 東 英男君 以上で議案の提案説明を終わります。

これより議案第6号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第7号 砂川地区公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長 東 英男君 日程第4、議案第7号 砂川地区公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 議案第7号、ただいま上程をいただきました議案第7号 砂川地区公平委員会委員の選任についての同意を求める案件でございますが、現委員でございます高橋俊美氏は平成24年6月30日をもって任期が満了となりますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づきまして、次の者を選任いたしたいと存じます。引き続きまして高橋俊美氏を選任いたしたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いいたしたいと存じます。

○議長 東 英男君 これより、議案第7号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定いたしました。

日程第5 報告第3号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告について

○議長 東 英男君 日程第5、報告第3号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） 報告第3号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告についてご説明申し上げます。

初めに、平成23事業年度でありますがお手元の事業報告書、決算報告書でご説明申し上げます。

1ページ、2ページの事業概要については、庶務関係であり、それぞれ記載のとおりで

あります。

決算については、3ページ、4ページ、損益計算書及び5ページ、6ページ、貸借対照表でご説明申し上げます。最初に、土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律及び同法施行規則により基本原則及び勘定区分が定められており、その細部については土地開発公社経理基準要綱に定める基準や処理方法により事務処理が行われております。また、同要綱に規定されていない事項については、一般に公正、妥当と認められる企業会計原則に従うこととされております。当公社は借入金によって取得した土地を長期に保有していることから、借入金に対する支払利息や土地の維持管理経費など、経営収支が大変厳しい財政状況となっており、また近年の土地売買価格が大きく下がり、資産価格の下落などから、経理基準要綱の改正に基づき、札幌の公認会計事務所に委託し、公社の財務諸表の見直しを行いました。

初めに、公社の負債状況についてご説明いたしますので、14ページをお開きいただきたいと思っております。(4)、短期借入金明細表でございます。期首は民間金融機関4行からの借入額16億4,445万円が期末残高では15億8,739万円となっており、利率は昨年4月1日現在で、24年度からは各行ともさらに利率を下げいただいております。

次に、11ページをごらんいただきたいと思っております。(1)、公有用地明細表でございます。砂川市からの要請に基づき先行して取得した用地であります。宮川にございます西3条南13丁目にある土地3,573.03平方メートルは、北海道警察の職員アパートが平成7年に建設され、この土地は売買ではなく賃貸でありますので、平成22年度までの入金額を公有施設用地の賃貸収入として処理すべきところ、収入と費用の両建て計上により事業利益ゼロ円として経理しておりました。土地の売買ではなく賃貸でありますので、経費は発生いたしませんので、建設時の平成7年から22年度までの過年度分賃貸収入額2,371万1,082円を土地勘定の簿価修正を行い、23年度からは事業収益だけの経理とするものであります。なお、この宮川の土地には既に職員用のアパートが建設されておりますので、16年間の賃料を土地簿価に加算した上で有形固定資産に振りかえいたします。したがって、期末残高はゼロとなっているわけでございます。駅東用地と旧サンモク用地は、そのままあります。

次に、12ページ、(2)、完成土地等明細表をごらんいただきたいと思っております。最初に、あかね団地ですが、経理基準要綱の改正では土地の資産価値、いわゆる簿価を時価評価した場合、簿価が時価と比べておおむね50%以上下落している場合には土地の強制評価減を行うように改正されております。次に、公社の分譲している土地でございますが、棚卸資産の評価方法について資産の帳簿価格と期末時価を比較して、いずれか低い価格により評価する低価法の導入により資産評価することとなりました。12ページの表の説明をいたします。左側、イとロの欄がございますが、イの欄は販売可能な状態にある土地の表記です。これまで未造成地もあわせて記載しておりましたが、ロの欄には未造成地の土

地として区分表記しております。左側、資産区分1のあかね団地の当期増加高10万円は、土地購入の手付金であります。その右隣、当期減少高、586.19平方メートル、1,048万8,400円は、2区画の売却分でございます。完成土地等明細表の記載については、これまで公社の土地すべて販売可能な土地として計上してはりましたが、販売可能な土地といわゆる未造成地の土地とに区分して記載することとなりました。左側下段、口の1番、あかね団地未造成地に1,765.27平方メートル、1億1,669万6,479円を転記しましたので、イの欄当期減少高と、口の欄当期増加高とイコールになっております。同じく当期減少高でその右の欄の評価損2,438万195円は、あかね団地の資産価格と時価を比較して、いずれか低い価格を期末簿価額とする低価法の導入により、土地の簿価額の減少による評価損であります。次に、口の欄のあかね団地の未造成地の当期減少高9,401万5,284円は、これまで公社が行ってきた住宅団地に係る工事費用は全額借入金で事業を行い、造成工事費用に対する有利子負債の返済が多額でありました。この多額な支払利息は、経理財務諸表上、未造成地に借入金の利息や諸経費を上乗せし、簿価が毎年上昇し、周辺の時価と比較して非常に高くなっておりました。経理基準要綱の改正により、あかね団地の時価が公社の簿価と比べておおむね80.6%下落しておりました。したがって、時価が大きく下がっておりますので、土地開発公社基準要綱第25条に基づき、土地の評価額を強制評価減として簿価の切り下げを行ったものであります。以下、すずらん団地も同じく、その他の欄10万円は手付金、減少高、3,922.89平方メートル、4,357万3,594円は口の欄の未造成地に転記、道央砂川工業団地第3次分は、経営健全化計画に基づき、6,780平方メートル、6,026万7,960円の売却であります。工業団地の未造成地は、11万852.82平方メートル、2億581万3,002円は口欄の未造成地に転記しております。当期減少高の欄、すずらん団地110万3,807円と道央砂川工業団地1億4,509万9,579円は、これまでの支払利息を簿価に上乗せしていたもので、前期損益修正損として計上いたします。評価損の欄は、あかね団地と同じく、すずらん団地及び道央工業団地も、低価法の導入による土地簿価額の減少により、土地評価損の合計額4億5,127万523円となっております。

3ページにお戻り願いたいと存じます。3ページ、損益計算書でございます。1、事業収益、(1)、公有地取得事業収益はございません。次の土地造成事業収益のうち、最初にあかね団地売却収益は、2区画の売却で1,048万8,400円の収益でございます。すずらん団地売却収益はございません。道央砂川工業団地売却収益は、砂川市へ6,780平方メートルの売却収益6,026万7,960円でございます。次に、(3)、附帯等事業収益、1、保有土地賃貸等収益は、宮川に所有する土地を警察職員公宅用地として北海道に賃貸している収入と工業団地内の土地の一部の資材置き場としての賃貸料の合計244万8,236円でございます。次に、あかね、すずらん両団地の販売促進策として

の(4)、補助金等収益、土地開発公社事業補助金収入450万円は、あかね団地住宅建設助成金2件と住民登録2件、すずらん団地は住宅建設助成金1件と住民登録1件の合計6件でございます。したがって、事業収益合計は7,770万4,596円となったところでございます。

これに対する事業原価は、(1)、公有地取得事業原価はございません。(2)、土地造成事業原価のうち、あかね団地売却原価1,048万8,400円、すずらん団地売却原価はございません。道央砂川工業団地6,026万7,960円。(3)、附帯等事業原価はございません。(4)、その他の事業原価の土地購入助成金支出450万円で、事業原価の合計7,525万6,360円となり、差し引き事業総利益は244万8,236円となります。

4ページの3、販売費及び一般管理費は、(1)、人件費と(2)、経費の合計101万8,885円となり、事業総利益から一般管理費を差し引きますと事業利益142万9,351円となりました。

次に、4の事業外収益でございますが、内訳は(1)、受取利息と(2)、その他の雑収入の合計11万1,495円で、事業外費用は短期借入金の支払利息が1,856万6,919円です。したがって、これらを差し引きますとマイナス1,702万6,073円が経常損失となります。

6の特別損失であります。前段で申し上げましたが、平成23年度は、強制評価減や低価法の導入など会計基準の変更初年度は、特例措置により特別損失の科目に土地の簿価切り下げ額ができるもので、土地評価損や前期損益修正損を特別損失として計上して財務諸表の見直しを図ったところであります。したがって、経理基準要綱の改正による低価法の導入で簿価と時価と低いほうを期末資産の簿価、貸借対照表価格とすることから、(1)、土地評価損4億5,127万523円を23年度の決算において特別損失として計上するものであります。

次に、(2)、前期損益修正損3,850万7,588円は、10ページ、注記事項をごらんいただきたいと存じます。10ページの注記事項でございますが、詳細は中ほどの2、損益計算書に関する注記をごらんいただきたいと存じます。最初に、過年度支払利息1億4,620万3,386円は、平成17年から22年度までの民間金融機関からの短期借入金の利息であります。次に、過年度土地評価損9,401万5,284円は、あかね団地の未造成地の強制評価減で9,401万5,284円を減額したものであります。次に、過年度負債性引当金戻入額1億7,800万円は、将来の特定の費用または損失の発生を見込んで引当金として積み立てておりましたが、過年度において取り崩す必要があったため、前期損益修正益として会計処理するものであります。4つ目記載の過年度土地の簿価修正2,371万1,082円は、宮川にあります土地の賃貸収入で、これまで費用計上していたことから簿価修正するもので、これら差引額が3,850万7,588円

となります。

再度4ページにお戻り願いたいと存じます。4ページでございます。先ほどの経常損失に特別損失を加算しますと、当期純損失は5億680万4,184円となったところでございます。

5ページをお開き願いたいと思います。貸借対照表についてご説明申し上げます。資産の部、1、流動資産は、(1)、現金及び預金から(3)、完成土地等までの合計で10億9,930万665円となっております。2、固定資産は、(1)、有形固定資産の土地は6,441万7,236円、(2)、投資その他の資産の出資金1万円で、固定資産合計は6,442万7,236円となり、流動資産と固定資産の資産合計は11億6,372万7,901円であります。

次に、6ページの負債の部でございます。1、流動負債は、(1)、短期借入金15億8,739万円でございます。資本の部につきましては、資本金の基本財産として砂川市からの出資1,000万円です。2の欠損金ですが、前年度までは前期繰り越し準備金が7,314万2,085円ございました。これまでご説明いたしました財務諸表の見直しなどにより、当公社の土地に対する資産評価、簿価価格が減少したことから、当期純損失が5億680万4,184円となりましたので、準備金を取り崩しますと欠損金は4億3,366万2,099円となり、資本金1,000万円を引きますと資本合計はマイナスの4億2,366万2,099円が債務超過となり、負債・資本合計は5ページの資産合計と一致するものであります。

以下、7ページ、8ページには、ただいまご説明申し上げました貸借対照表の各項目金額と一致する財産目録であります。

9ページは、キャッシュフロー計算書を添付しており、資金の流れが表示されております。

10ページは、注記事項です。

11ページから18ページまでは、明細表でございます。

19ページ、20ページは、収支計算書となっております。後ほどご覧いただきたいと思います。

続きまして、平成24事業年度、砂川市土地開発公社の予算についてご説明申し上げますので、別添の平成24事業年度、砂川市土地開発公社予算をごらんいただきたいと思います。1ページをお開き願いたいと存じます。第2条は公社の業務予定量であり、第3条は収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、総事業収益は8,200万円、支出の総事業費用を6,989万円と定めるものであります。

次に、2ページの第4条は資本的支出であります。予算はありません。

第5条は、借入金の限度額を20億円と定めるものであります。

3ページをお開き願いたいと存じます。平成24事業年度予算実施計画についてご説明

申し上げます。収益的収入の1款1項1目公有地取得事業収益はございません。

次に、2目土地造成事業収益は、1節あかね団地売却収益で2区画分、551.16平方メートル、662万2,000円、2節すずらん団地売却収益、2区画分、532平方メートルで624万円、3節道央砂川工業団地売却収益は砂川市へ7,062平方メートルの売却で6,026万円、合計7,312万2,000円の予算計上でございます。

4ページをごらんいただきたいと存じます。3目附帯等事業収益、1節保有土地賃貸等収益は、宮川西3条南13丁目の土地の賃貸料178万4,000円と、工業団地内の用地を資材置き場に貸している土地の賃料58万8,000円で、合計237万2,000円でございます。

次に、4目補助金等収益は、本年度あかね団地2区画とすずらん団地2区画の販売を目標としております。これまであかね、すずらん両団地の販売価格が地価公示価格と比べて高いため、両団地の販売促進策として補助制度を創設し、購入した土地に住宅を建設した場合に100万円、移転後に50万円補助し、近隣、隣接用地と比較して土地売買価格の均衡を保ってきたところであります。本年度からは、補助制度の見直しとして、住宅団地の販売促進を図る観点から、時価相当額に単価を引き下げて用地購入者の初期投資の軽減を図るとともに、単価を引き下げた分については砂川市からの販売促進補助として土地開発公社への直接補助となるものであります。その補助金額が650万1,000円であります。

2項事業外収益は、1目受取利息5,000円は預金利息であります。

次に、事業外としての補助金はございません。

5ページ、3目雑収入はございません。

続きまして、収益的支出についてご説明申し上げます。1款1項1目公有地取得事業原価はございません。

2目土地造成事業原価のうち1節あかね団地売却原価は、先ほどのご説明のとおり販売価格を引き下げして売却しますので、時価評価額と同額の662万2,000円でございます。2節すずらん団地売却原価も2区画の予定で、あかね団地と同じく時価評価額イコール売却収益と同額の624万円でございます。3節道央砂川工業団地売却原価は、平成22年度から25年度まで債務負担行為の議決をいただいた西6条北23丁目259番4のうち7,062平方メートル分の面積で、低価法による期末簿価は3,834万2,000円でございます。

3目附帯等事業原価は、賃貸している土地でございますので費用はかかりませんので、ゼロでございます。

次に、2項販売費及び一般管理費は、1目人件費で主なものな会計士の報酬でございます。2節報償費20万円は、あかね、すずらん両団地の住宅用地販売促進を図るため、分譲地の購入者を紹介した方に対する報償であります。報償費については、砂川ポイントカ

ード事業協同組合の発行するふくろうカード商品券とし、1区画につき5万円を限度とするもので、4区画分の予算措置であります。

2目経費は141万7,000円で、主なものは公社のパンフレットの印刷製本費と新聞折り込みチラシの手数料や広告費、あかね、すずらん両団地の分譲地の草刈り代でございます。

3項事業外費用は、1目支払利息が今年度1,676万6,000円でございます。

詳細につきましては、16ページに短期借入金明細書を添付してございますので、16ページをお開き願いたいと思います。16ページの短期借入金明細書でございますが、利率につきましてはその都度金利負担の軽減を図ることから、それぞれ金融機関へお願いの営業を行いまして、表のとりの改正後の利率となっております。

8ページにお戻り願いたいと存じます。8ページ、資金的収入でございますが、長期借入金はございません。

9ページの資金的支出についても、これまで利息分を土地造成費に上乗せしておりましたが、経理基準要綱の見直しにより、今年度からはございません。

11ページは、損益計算書であります。ただいまご説明のとおり、あかね、すずらん両団地については事業原価での販売価格でございますので、事業利益はございませんが、値下げした分を(4)、補助金等収益として650万1,000円が事業利益となっております。11ページ下段の事業総利益は、事業収益8,199万5,000円に対し、事業原価5,120万4,000円で、差し引き3,079万1,000円が事業総利益となります。

12ページは、一般管理費で192万円を見込んでおり、事業総利益から差し引きますと事業利益は2,887万1,000円となります。これに事業外収益と事業外費用を差し引いて、経常利益は1,210万円の予定でございます。今年度は特別損失はございませんので、当期純利益は1,210万円となります。

13ページをお開きいただきたいと存じます。13ページ、14ページは、貸借対照表であります。流動資産については、公社経理基準要綱に基づき、強制評価減や低価法の導入により、これまでの簿価と時価評価を比較して、低いほうを期末現在の貸借対照価格とすることから、完成土地等が10億1,522万6,000円となっております。したがって、資産合計は11億1,250万4,000円であります。これに対して流動負債は、短期借入金が15億2,439万円でございます。24年度は、強制評価減や低価法の導入などにより、前期繰り越し損失が4億3,398万6,000円でございますので、これに当期の純利益1,210万円と資本金1,000万円を差し引きますと、債務超過額は減少して4億1,188万6,000円の予定となります。

また、15ページはキャッシュフロー計算書を添付してございますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 東 英男君 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

小黒弘議員の報告第3号に対する質疑は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員の質疑を許します。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 土地開発公社の報告に対する質疑を若干させていただきます。

3月議会でも総括質疑でいろいろ議員が質疑もした内容ですので、先に向かっての質問をしたいと思っているのですけれども、平成24事業年度の予算の関係で何点かお伺いするのですが、実際評価損というか、評価額を下げて、これから売りやすくしようということになってはきたのだらうと思うのですが、この予算書を見ていくと、残念ながらあかね団地もすずらん団地も2区画ずつで、これはずっと前も一緒に2区画ずつなので、けれども、これもうちちょっと、原価も下げて売りやすくなったというならば頑張れなかったものなのかどうかなのですけれども、この予算そのものです。それから、今後2区画と言われてしまっているのに、しかしこれはどんどん、どんどん売ってもらわないと困ることが大前提ですので、これから販売促進に向けてどのような考えをお持ちなのかということもお伺いしたいと思います。

それから、今までなかったことだとは思いますが、先ほどの説明で報償費というのが20万円計上されているのですけれども、もう少し詳しい内容を教えていただければと、どういう状態になったらこの該当になるのかとか、その辺の詳しい話を聞かせていただきたいと思います。

以上です。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 (登壇) 24年度の販売促進、それから予算の中にありました報償の関係でございますけれども、あかね、すずらん両団地の販売をもっともっと進めていくための施策ということで、ことしからは個人または法人の方々であかね、すずらん団地を購入して家を建てていただく方をご紹介していただいた方につきましては、一応報償品として、経済の波及効果も考えまして砂川ポイント事業協同組合の発行するふくろうカード、これを1区画5万円を限度としてお支払いすると。ただ、ご紹介の方につきましては、購入者の方の同居者だとか、それから公社の役員及び事務局職員は除かれるということで、報償の対象者についてはこのような形で除外規定を設けた中で幅広く個人、法人の

方に購入者のご紹介をいただきたいという、そういう土地開発公社の分譲促進報償要綱というのをつくって、ことしの24年度に販売促進の対策の一助になればということで考えてございます。当然ご紹介を待つのでなく、事務局職員を初め、役員ともどもいろいろな方々にお声をかけて販売をしていくということで考えてございますし、この2区画、2区画で合計4区画でございますけれども、最低これをクリアした形で、これ以上のものを目標に考えてございますけれども、一応予算の中では最低区画でもこのぐらいは販売していくということで、この2区画で甘んじるというものではございません。

それから、あとこの報償の支払いの関係でございますけれども、土地の売買契約が成立して、公社のほうに売買代金の全額が支払われた後にこの紹介者の方に交付するというところでございますけれども、ただ土地を買って家を建てていただける方、購入希望者の方の証明をいただくというような形になります。この方からのご紹介があったということで、そして市のほうでは売買代金の全額を支払われた後にこのご紹介の方にふくろうカードを1区画に5万円ということで考えているところでございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 売りやすくなったかどうかということなのですけれども、さっき私最初の質疑で聞いてしまえばよかったのですけれども、坪単価、平米単価がどのくらい安くなったのかなということなのです。前は助成金があって、今回は助成金がなくなったということになると思うのですけれども、結果的には、今で合っているかどうかもまた確認させてくださいね。もし私がその土地を買った場合に、払うお金は結局は同じなのか、それよりももっと安く買えるようになったのか、つまり前は補助金、助成金があったから、結局はそれが後になったら戻ってくるというようなことがあったと思うのですけれども、その辺のところはどこまで販売促進につながっていくかということにつながっていくと私は思っていますので、もうちょっと現実的に私が買うとしたときのセールスポイントみたいなものをお話しただければ、ああ、これならこの土地買ってみたいなのということにもなるかなと思いますので、ちょっとその辺をお話しただければと思います。

それから、報償の関係ですけれども、これなかなか難しいですね。5万円ですから、せっかく土地買ってくれた人にだから、それはプレゼントという感じでもいいかもしれないのですけれども、結局は買った人がこの人から紹介されましたという証明書が必要だということをおっしゃられたのだと思うのですけれども、つまり私この人から紹介されましたと買った人が言ったら、それは自動的にオーケーという話なのだろうと思うので、結局は僕は5万円プレゼントというぐらいの感覚でないと、本当にあなた紹介したのですかと調べようがないわけですよ。だから、この報償、あっせん者に対する謝礼というのが販売促進にどこまで有効なのかなというふうには正直思うのですけれども、そんな悪い人もいないかもしれないし、これが一つの動機になっているいろいろな方々が土地を紹介してくれるということにもなるかもしれないので、これ自体にどうのということではないのです

が、結果的には最終的にそういうような私が言ったような話であっせんということに関しては間違いがないのかは確認をさせていただきたいと思うのですけれども、以上です。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 2点ばかりご質問いただきました。

最初に、1点目でございますけれども、前の助成金は、南側の土地であろうと角地であろうと北側の土地であろうと、どこの土地、大きさにかかわらず2年以内に土地を買って100万円、建物建てて住民票移したら50万円だったわけでございますけれども、今度はそれぞれ土地の形状だとか、それから北側、南側、角地とかいろいろございますので、そこそこでやっぱり値段が違うわけでございますので、そしてなおかつ今回今まで簿価で売っていた土地を時価評価ということで、これ国土交通省の地価公示、それから都道府県の地価調査や売買実例をもとに実勢価格という価格で売りますので、近隣の近傍で売っている土地の売買の価格でございますので、今まで買われていた方と比べますと間接的な補助から値段を下げて売るわけでございますので、一回うちの簿価で買っていた後に補助金が来ますから、初期の投資額がその分だけ減っているわけです。今までは、高いお値段で買っていた後に助成金を出していた。ですから、当然土地を買って家を建てるという方は高い値段の金額分だけ用意しなければならない。だから、初期投資の分だけが軽減されていますので、この辺は土地の購入者の方のセールスポイントといいますか、メリットで、地価、近傍地と同じ金額で売るのでよということでございますので、その助成金は間接的に公社のほうに後から下がった分だけが入ってくる。一律150万でないものですから、そこそこの土地の売買価格と簿価との差額分をいただくような形になりますので、そのようなことで前回とは大きく違った点でございます。

それから、分譲の報償制度でございますけれども、いろいろな面で、こういう制度を創設すると、ああ、そういえばこういう方が土地を求めていた、家を建てる計画があるということであれば、積極的にその方にあかね、すずらんのあっせんをしていただければ一種の仲介料みたいな形でお支払いして、土地の分譲促進が進められるのではないかといういいでございますので、ことし新たにこの分譲促進の奨励要綱をつかった形で多くの人方に呼びかけていっていただきたいなということ考えているところでございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

単価でございますけれども、あかね団地につきましては平米当たり1万2,495円から1万4,875円でございます。坪に直しますと、4万1,307円から4万9,160円。

〔何事か呼ぶ者あり〕

済みません。昨年までは1万7,900円から1万8,700円で売っていたところを、本年度からは1万2,495円から1万4,873円ということでございます。ちなみに、ここの公示価格は1万2,100円ということでございますので、ほぼ公示価格に批准し

た価格となっております。すずらん団地につきましては、昨年平米当たり1万7,500円から1万9,300円と、これを今回は1万2,161円から1万4,656円ということでございます。

以上でございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今回これ報告があるというので、4月から当然この事業って始まっていることになりますよね、私たちには報告ですから。それで、土地開発公社のホームページを見に行くと、あと何区画ぐらい残っているのかなというパンフレットがあるからというのでそれを見たのです。そうしたら、これがそのパンフレットをプリントアウトしてきたのですけれども、なぜか大変な助成金がございますと書いてあるのです。今載っている、アップされているパンフレットですよ。それで、坪単価というか、平米当たりの単価も、あかね団地だと大体平均して1万8,000円とか1万7,000円、もう販売始まっているのですよね、これ結果的に言えば。4月1日から新しい形でやろうとしているのだらうと思うのですけれども、肝心のパンフレットが全然直ってなくて、非常にまずいなと僕は思っているのですけれども、そもそも移住、定住の中から入っていった土地開発公社に入ってしまったのですけれども、これ商売する上で一番大事なパンフレットだと僕は思うのです。それがせっかくこれだけ制度を変えて、坪単価まで変えて売りやすくなりましたという状況の中で、助成金もないですよ、今実際買った人に向けての助成金というのはないと思うのですけれども、そこに助成金がありますと赤い大きな字でほんと書かれていて、細かくいけば平米の単価も、つまりこの単価が変わっていないということは分譲価格も変わっていないことになって、こういうやり方というのは本当に販売促進にきちっとやる気があるのかなというのを正直このパンフレットを見て思ってしまったのですけれども、今後これは、今パンフレットというものはあるのですよね、販売のための4月1日から新しくなったパンフレットというものは今あるのですよね、それもないのかな、ないから昔のパンフレットをそのままホームページでアップしているのだらうとは思っているのですけれども、非常に何か動きが遅いし、余りにも、ここまで欠損金を出して、これから頑張ろうというときにもうちょっと気合い入れてどこかを締め直してやっていただきたいなというふうには思うのですが、私の質問はこれで最後でございますので、何かお話あれば、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

○議長 東 英男君 副市長。

○副市長 角丸誠一君（登壇） 今回の報償の関係も含めてですけれども、3月下旬のほうに理事会を開催して、4月から行うということを確認しながら制度をつくったところでありまして、パンフレット関係の予算についても、そのときに決定してきているわけでありまして、ホームページ等での周知につきましてはまだそこまで及んでいないということで、大変失礼を申し上げます。パンフのほうは早束手配してまいりますし、ホームページ

のほうは即刻きょう修正したいというふうに思います。

○議長 東 英男君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第3号の報告を終わります。

日程第6 報告第4号 株式会社砂川振興公社の経営状況の報告について

○議長 東 英男君 日程第6、報告第4号 株式会社砂川振興公社の経営状況の報告についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） 報告第4号 株式会社砂川振興公社の経営状況の報告についてご説明申し上げます。

初めに、平成23事業年度であります。お手元の事業報告書、決算報告書でご説明申し上げます。

1ページ、2ページの事業概要については、記載のとおりであります。

決算については、3ページ、4ページ、損益計算書でご説明申し上げます。事業収益は1、営業収益として（1）、ゴルフコース収入、（2）、ゴルフ練習場収入、（3）、オートスポーツ事業収入の3営業区分と2、受託事業収益、（1）、オアシスパーク施設管理業務受託収入となっており、合計で6,851万3,938円であります。

事業収益の明細につきましては、附属明細書でご説明申し上げますので、10ページをごらんいただきたいと存じます。10ページでございます。最初に、ゴルフコースの区分でございます。平成23年度の営業日数は230日、入場者数については1万6,900人となっており、プレー料金、カート収入、その他収入で合計5,350万9,338円でございます。次に、ゴルフ練習場収入は、営業日数231日で売り上げ収入合計は737万9,600円でございます。オートスポーツ収入は、営業月数8カ月で合計496万2,000円の事業収入でございました。次に、受託事業収入は、オアシスパーク施設管理業務受託収入として266万3,000円でございます。したがって、総事業収益合計は6,851万3,938円となったところでございます。

3ページにお戻り願いたいと存じます。これに対する2の事業費用は、1、営業費用と2、受託事業費用を合わせて7,157万1,492円であり、収益から費用を差し引き、事業利益は305万7,554円の事業損失となっておりますが、詳細についてご説明申し上げますので、再度10ページをごらんいただきたいと存じます。

附属明細書の右側部分に費用の詳細を記載してございます。23年度もゴルフコースとゴルフ練習場をあわせて委託発注しており、その他の委託業務も合わせての合計額が4,

875万1,710円となっており、減価償却費が1,229万7,971円、諸経費337万2,945円で、諸経費の主なものはクラブハウスの光熱費とカートなどの修繕費、事務的消耗品費、印刷製本費、保険料、広告宣伝費等でございます。営業費用の計6,442万2,626円となり、損益としてはマイナスの353万3,688円の事業損失でございました。この事業損失の原因でございますが、要因としては高齢化によるゴルフ離れとゴルフ人口の減少、さらには土日祝日の利用よりプレー料金の安い平日や早朝薄暮の利用が多い傾向にあり、長引く景気の低迷や経済観念からコスト意識も高まっているものと分析しております。オートスポーツは、賃金、委託料、減価償却費、諸経費の合計532万3,966円となり、損益では36万1,966円の事業損失となったところでございます。受託事業の委託費は182万4,900円で、損益は83万8,100円の事業利益となっております。したがって、3営業区分による総事業収益合計6,851万3,938円から総事業費用合計7,157万1,492円を差し引き、事業損益は305万7,554円の事業損失となったところでございます。

4ページにお戻り願いたいと存じます。一般管理費用であります。(2)、賃金、(3)、法定福利費は事務職員の人件費、(6)の役務費は通信運搬費の切手、はがきなどの経費、(8)、公租公課は固定資産税が主で、その他契約書などの印紙税であります。一般管理費計336万3,495円に3ページの事業損失305万7,554円を加え、事業総損益はマイナスの642万1,049円の事業総損失となったところであります。

次に、4の事業外収益であります。受取利息、受取配当金のほかに雑収入などの合計33万750円でございます。

次に、5、事業外費用は、民間金融機関からの借入金に対する支払利息343万9,023円、消費税が66万7,200円、雑費22万3,227円で、事業外費用の合計は432万9,450円、差し引き経常損益はマイナスの1,041万9,749円の経常損失となったところであります。

これに6、特別損失として昨年9月に発生しました台風12号による災害復旧費と固定資産除却損の99万2,072円に法人税等の8万円を加えまして、当期純損益はマイナスの1,149万1,821円の純損失となったところであります。

次に、5ページ、6ページは、貸借対照表であります。5ページは、流動資産と固定資産の合計で資産合計4億5,210万4,520円であります。これに対して、6ページは負債の部で、砂川市と民間金融機関からの短期、長期の借入金为主で、その詳細は11ページに記載しておりますので、11ページをごらんいただきたいと思います。

最初に、長期借入金は砂川市からの無利子の借り入れで、期首残高5億2,000万円。短期借入金は、民間金融機関2行からの借り入れで、期首残高1億5,865万円から65万円を償還しまして、期末残高は1億5,800万円となっております。

6ページに再度お戻り願いたいと存じます。これら短期、長期の借入金を含みました負

債合計は6億7,810万2,325円となっております。

資本金は1,000万円であり、その明細は11ページに記載しておりますので、今度は11ページのほうをごらんいただきたいと存じます。保有株式数は2万株で、株主は6名となっております。

再度6ページのほうにお戻り願いたいと存じます。6ページでございます。繰越利益剰余金は、前年度決算の繰越損失額2億2,450万5,984円に当期純損失1,149万1,821円を加え、純資産の部合計はマイナスの2億2,599万7,805円となり、5ページの下段、資産の部合計4億5,210万4,520円と6ページ下段の負債の部と純資産の部の合計が一致するものでございます。

7ページ、8ページは財産目録、9ページは株主資本等変動計算書、10ページから11ページまでは附属明細書でございます。

12ページには現金の期末残高に係るキャッシュフロー計算書を添付してございます。この資料のご説明を申し上げます。の営業活動によるキャッシュフローをごらんいただきたいと存じます。(1)、当期損失は、先ほどご説明申し上げましたマイナスの1,149万1,821円となりましたが、当期の営業費用に計上しております減価償却費が1,346万3円となっております。この営業費用とした減価償却費を内部留保資金として当期の損失額に流用しております。

の投資活動は、昨年老朽化したカートの更新として中古の2人乗り乗用カート8台を購入しており、105万円の現金が減価償却資産の増としており、差し引き89万7,866円の現金が残っております。

の財務活動のキャッシュフローについて、公社経営は厳しいですが、少しでも利息を軽減するため、民間金融機関の有利子短期借入金の一部65万円を返済しております。したがって、差し引き現金キャッシュは24万7,866円の現金と前年度の期首残高469万8,737円を加えますと、期末残高は494万6,603円の現金が残ったところでございます。

続きまして、平成24事業年度事業計画、予算計画についてご説明申し上げますので、別添の事業計画書、予算計画書の1ページをごらんいただきたいと存じます。初めに、事業計画であります。第2条は業務の予定量であり、前年同様、ゴルフ場、オートスポーツランドのほか、その他砂川市から委託を受けた業務の執行であります。

第3条、収益的収入及び支出は、総事業収益7,548万5,000円に対して総事業費用7,998万円と定めるものであり、差し引きマイナスの損失予算の計画案となります。その対応策については後ほど参考資料、キャッシュフロー計算書でご説明申し上げたいと存じます。

2ページの第4条、資本的支出、第5条、借入金の説明についても後ほどご説明申し上げたいと存じます。

3ページのほうをごらんいただきたいと存じます。予算実施計画及び説明書の主なものについてご説明申し上げます。収益的収入の部、1款1項1目営業収益で1節ゴルフコース収入は、右側説明欄、プレー料金収入5,220万円であり、その内訳はゴルフ利用者数を1万8,000人と予定し、1人当たり2,900円として計算しております。カート料金、他の収入については580万円を見込んで、ゴルフコース収入は5,800万円を計上しております。本年度の利用客数の最低目標を1万8,000人と設定し、話題性がある楽しめるゴルフ場を目指し、気軽に参加できるコンペや市内スイーツ店のお菓子をレディースプレゼントデイとした新企画、ダブルポイントサービス日の設定のほかに、ホームページのリニューアル、ネット予約、メール会員による情報提供など、役員や関係者が一丸となって営業し、利用者の増加による収益増と経営収支の改善に努めてまいりたいと存じます。次に、2節ゴルフ練習場収入は、850万円の計上であります。総体的に利用者のニーズ分析を行い、練習目的に応じた施設の維持管理に努め、来場者の増加を図ってまいります。次に、3節オートスポーツ収入は、600万円の計上であります。利用見込みでは、本年度も昨年同様全日本自動車連盟公認大会を含め、また個人使用の利用拡大を進めるとともに、あわせて管理経費の縮減に努め、事業利益が出るように運営してまいります。したがって、3営業区分の営業収益合計は、前年度予定額と同じ7,250万円を見込んでおります。

続きまして、2目受託事業収益、1節オアシスパーク施設管理業務受託収入は、砂川市より受託しておりますオアシスパーク施設の管理業務の受託収入でございますが、前年同額の266万3,000円の計上であります。4ページの2項、事業外収益は、受取利息、使用料、雑収入の合計32万2,000円を見込んでおります。したがって、3ページ上段、1款総事業収益は7,548万5,000円を見込んでおります。

次に、5ページをごらんいただきたいと存じます。収益的支出の部、1款総事業費用を7,998万円と定めるものであります。内訳としましては、1款1項1目営業費用は、右側説明欄のゴルフコース及びゴルフ練習場、クラブハウスの管理運営の委託料4,903万6,000円と減価償却費1,178万4,000円、諸経費386万円、それとオートスポーツ管理費521万円の合計6,989万円の計上で、対前年度比較132万4,000円の増で、内訳はカート購入に伴う減価償却費の増とポンプ点検業務委託の増及び練習場のゴルフボールの購入が主な経費増であります。

次に、2目受託事業費183万円は、対前年度比較3万円の減で、管理業務の経費節減を図ってまいります。

続きまして、6ページは、2項一般管理費用でございますが、対前年度比較10万円の減で、333万円の計上です。事務的経費の一層の経費節減に努めるところでございます。

7ページの3項事業外費用435万円は、前年度比較12万9,000円の減であり、主な理由は1目支払利息で民間金融機関からの短期借入金の一部を償還したため支払利息

が減少したことと、2目消費税はゴルフ利用者及び営業収入の減少により、その分直接消費税の納付が減少したものでございます。次に、4項特別損失であります。昨年台風12号により橋が損壊し、その修復経費であります。

5項の法人税等は、特につけ加えることはありません。

8ページをお開き願いたいと存じます。資本的支出であります。短期借入金は一部償還することとして700万円の見込額であります。

2項の固定資産は、近年のゴルフ利用者はカート利用が大半を占めており、また当社の保有しているカートの老朽化による故障も多くなっていることから、本年度は4人乗用カート中古10台を購入するため105万円の予算計上でございます。

9ページ、10ページは予定損益計算書で、当期の事業利益を344万3,000円と見込んでおります。一般管理費を333万円、差し引き事業総利益11万3,000円とするものでございます。これに事業外収入32万2,000円を加算し、事業外費用435万円を差し引きまして、経常損益はマイナスの391万5,000円の経常損失に特別損失の災害復旧費50万円と法人税等8万円を加え、当期純損益はマイナスの449万5,000円の赤字の純損失の計画案でございます。

11ページ、12ページは予定貸借対照表であります。12ページの負債の部、1、流動負債、(1)、短期借入金は、自助努力により内部留保資金の一部を民間金融機関へ償還するなど、金融負債の解消に努めます。

最後に、先ほどの当期純損失、マイナスの449万5,000円の対応策についてご説明申し上げますので、13ページ、参考資料、キャッシュフロー計算書をごらんいただきたいと存じます。当期のゴルフ利用者数を1万8,000人と見込みましたので、マイナス449万5,000円の損失となる予算計画案でございますが、営業費用で見込んでおります減価償却費1,294万6,000円を損益勘定内部留保資金として流用しますので、差し引き845万1,000円の現金キャッシュが残ります。この内部留保資金から先ほど資本的支出でご説明しました4人乗用カート中古10台の購入資金105万円に充て、さらに損益勘定内部留保資金の一部700万円を民間金融機関の短期借入金の償還に充てるものでございます。したがって、残りまして、残りまして40万1,000円に前年度繰越金494万7,000円を足して、534万8,000円が期末残高となる予定でございます。

2ページにお戻り願いたいと存じます。2ページ、説明の最後でございますが、第4条、資本的支出805万円は、ただいまご説明申し上げました中古のカート10台分の固定資産購入105万円と民間金融機関の短期借入金700万円の合計805万円を損益勘定内部留保資金から補てんするものであります。

第5条は借入金であり、限度額を7億円と定めるものであります。

以上、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） それでは、砂川振興公社の報告に対する質疑を行います。

こちらのほうも3月議会でいろいろお話が出て、市長もはっきりといろんなお話もして、実は3月議会の後にこの話題性の大きなものが新聞に出ないで、ああ、よかったなと私はちょっと思っていたのですけれども、それがしばらくたった3月の21日のプレスにどんと出てきてしまいまして、ゴルフ場の閉鎖の危機、こういうことになって、この記事、プレスはなかなか、きょうはいらっしゃらないのでいいでしょうけれども、間違いがあったりもするので、ちょっと確認の意味も含めて質疑をしていきたいのですけれども、いわゆる資金ショートで廃止ということになっておりまして、3月議会等でも市長ははっきりとその辺のお話はされてきているのですけれども、たまたま今回決算あるいは予算という形がありますので、より具体的にお伺いできるかなと思って、この機会にです。

とりあえず閉鎖をするかしないかということについては、このプレスによれば借入金の返済が困難になった場合というふうに、あといろいろな機会がこの案件聞いていたときには収支が赤字になったとかという話もありましたし、ただ一番直近のもし閉鎖する場合のきっかけというか、そういうのはどうやら借入金の返済が困難になるということなのだと思うのですけれども、なかなか振興公社の会計というのは難しいものがありまして、素人ではなかなか借入金の返済が困難になるという状態がどういう状態なのかというのがわからないものですから、そこを確認をしてというか、お伺いをしたいと思っていますのですけれども、収支が赤字になるということになれば、ちょうど24年の予算の関係でいいですけれども、先ほどのご説明でも当期は純損益でいくと約440万ぐらい赤字になるという、こういう話になっていますので、これだったら最初から閉鎖を目的にというか、閉鎖を前提に予算がつくれたのかなというふうにも思うのですけれども、多分そうではないのだろうなとも思いますし、ただ最後のキャッシュフローの計算では期末残高で現金が530万ぐらい残るということにもなっていますので、一体どういうふうな状況になるとこの1年閉鎖の危機というものが訪れるのかどうかというのをまずお伺いをします。

この閉鎖の危機がもしかしたら来年かもしれない。来年ですよね、一番早いとすれば。それなのにカートを購入してということもあるのですけれども、これはどうしても1万8,000人、予定のゴルフ利用者を集めるためにはカートの購入が必要だったのかどうかということをお伺いしたいです。

それから、昨年の実績でいけば収入が、ゴルフコースの収入ですけれども、5,300万程度だったのが今回は5,800万というふうなことでなっておりますので、もうこれも4月1日から実際始まっているものなので、4月、5月の今年度の、平成24年のこの直近の4月、5月の利用人数、そしてその利用料と前年度の4月、5月の利用人数、利用

料の比較ができるような内容をお話しただければと思います。ゴルフは僕やりませんが、ゴルフはどうやら北海道のゴルフ客は雪が解けると同時にゴルフ場にみんな行くというふうなことがあるようですので、この4月、5月というのがこの1年を占うというふうなこともあり得るのかなという思いもあって、そこをお伺いをしたいと思います。

あと、それから平成24年度になりますとオートスポーツランドが昨年より100万円増というような収入見込みになっているのですけれども、オートスポーツランドのオートスポーツ収入が上がっていくというこの予算のつくり方、その要因になるものというのはどういうことだったのか、どういうものなのかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 東 英男君 副市長。

○副市長 角丸誠一君（登壇） 4点ほどございました。答弁漏れありましたら、ご指摘のほどをお願いいたします。

まず、1点目に資金ショートというのはどういったことを指すのかということでございました。これ3月議会にもご答弁申し上げましたけれども、現在民間の金融機関から短期の借り入れしているのが決算では1億5,800万という状況になりました。これに対する利息が毎年約340万円ほど支払いをしているわけであります。3月に申し上げたのは、今のところは元金をなかなか返済できていけるという状況がなくて、利息だけを支払い、返済しているという状況がございます。ですから、利用者の減によって利息も払えなくなったという状況になれば、当然資金ショートということでありまして、また委託している業者の関係についても月々ある程度支払いをしているところでありましてけれども、それらについてももう支払いができなくなったという状況になれば当然資金がショートしたという状況をいうものであります。それで、今回の24年度予算も赤字予算でないのかということでありましてけれども、キャッシュフローに記載のとおり、減価償却費を内部留保として流用しているというようなところから、予算上は赤でありますけれども、内部留保することによって何とかキャッシュフローの期末では黒字にして運営しているというのが状況でございます。

それから、カートをなぜ購入するのかというようなご指摘でありましたけれども、ゴルフ場は古くから、最初は手引きでしたけれども、現在は乗用カートあるいは立ち乗りカートという時代になってまいりまして、ゴルフ場に来る方全員には台数は当たらないわけでありましてけれども、ただ経年劣化というか、摩耗したり等、故障が多くなってきて、そのまま減らしていくとこれは利用客の増加につながらないものでありまして、痛しかゆしなのですけれども、これはどうしても、中古ですけれども、カートを補充していかないと利用客が来ないというか、満足していただけないというようなところがありますから、経費はかかりますけれども、どうしてもこれは補充していかねばならないという状況でありますので、これは利用者のためには営業している以上しようがないということで補充し

ているものであります。

それから、入り込みの関係のお話でございましたけれども、ことし4月、当然オープンが28日でありました。大雪によりまして、皆さんのボランティア等で雪割り等もお手伝いいただいたのですけれども、23年は4月9日オープンでありまして、ことしは4月28日オープンでありました。そういった面から比較をいたしますと、4月では、利用者人数から先に申し上げますけれども、23年4月のゴルフ利用人数は1,391人、24年の4月は402人でございます。5月に入りまして、23年の5月は2,535人、ことしの5月は2,508人でございます。参考に23年の6月をお話ししますと、2,611人、ことし6月の10日までの利用人数は936人という状況でございます。ゴルフ場の売り上げについて申し上げますと、23年の4月のゴルフ利用者によるプレー料金の売り上げは451万6,300円、ことし4月の売り上げは117万6,300円、23年5月の売り上げは778万1,392円、ことしの5月の売り上げは806万2,143円という状況になっているところであります。このようなことから、24年のゴルフ場収入というのは5,800万円という予算を組んで、1万8,000人の利用ということで4月1日から予定を組んでおりますけれども、大雪により4月のオープンが遅かったこと、4月28日時点で比較いたしますと、やはり昨年より989人もスタートから減少しているという状況があります。こういうハンディの中でプレー料金をかけますと大変厳しい状況にはなっておりますけれども、これはやっぱり今後いろんな集客作戦を立てながら、なるべく予算に近づけるという努力をしなければならないというふうに考えているところであります。

それから、最後にオートスポーツの関係で、100万円ぐらいの増収になっているということであります。今年度より運営の方式を全面委託をいたしまして、オートスポーツの関係団体にジムカーナ、それからダートコースの関係、そういう集客も含めてですけれども、全面委託をしました。それに要する事業収入のうち25%振興公社にいただくというような契約のもとで進めておりますので、従来の運営とは違った形になりましたので、収益を多く見込んでいるところであります。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 まず、やっぱり資金ショートという話で確認をしたいのが、キャッシュフローという話も今出てきたので、平成24事業年度の事業計画書の一番後ろ、期末残高が534万8,000円ということになっていますが、これがマイナスになったときに資金ショートだというふうな理解でいいのかどうかという確認をさせていただきたいのですけれども、今副市長がうんうんとうなずかれたので、そうだとすると本当にきついですね。さっきの4月分のざっと計算しても340万、350万ぐらい、これからそれが取り戻せるのかどうかというところで、あとわずか、本当に200万もないぐらいの現金しか、今後頑張ってお客さんがふえていって収入がふえればまた別なのでしょうけれども、この4

月というのが相当今後響いてくるとすると、これは市長に聞けるのかという聞けないのですかね、要するにここの新聞でこういうふうに出て、市長もここにはコメントが載っているのです。ゴルフできる実績がない。このまま公費を投じてもよいのかと、こういうことで公費の投入を否定しているということになるわけです。僕もこの6月でこれがある程度の実績があった中で聞くということがどうも嫌な感じはあるのですけれども、端的にお伺いすれば、このキャッシュフローが今年度赤字になってしまったら即閉鎖をするということにつながっていくのかどうかということをお伺いをします。

そういう危機がある中で変なのですけれども、今のオートスポーツ収入の増が全面委託によってこういうふうになったというお話があるのです。それで、前からずっと僕これ言っていたのです、ここの6月、6月で。かつての副市長あたりに、もう官でやったってだめだから、みんな民間に任せたらどうなのと、ゴルフ場。それで、その中から、例えばどれだけでもいいと、民間は、でも400万でも500万でもいいから公社にちょうだいと、それだったら民間も頑張って頑張ってお客さん集めるのではないのと、こう言ってきたのです。そうしたら、底地が国の土地なのだから、全面委託なんかできるわけないのだと、こういうふうなお答えだったのです。ダートラのコースも全面委託で民間にできているし、そうすると100万円もうかるのです、自分たちでやっているよりも。だったらゴルフ場もできるのではないのかの思うのですけれども、民間全面委託というやつです。今まで言われてきたことは確実にだめだと言われてきたので、それならしょうがないと、しょうがないから官の皆さんが仕事の合間にゴルフ経営もしなければいけないのだなというふうに思ってきたのですけれども、ダートラができるのならゴルフ場もできますよねというのを伺いをしたいのですけれども、まずこの2点です。

○議長 東 英男君 副市長。

○副市長 角丸誠一君 最初に、資金ショートのお話でしたけれども、まさにキャッシュフローの期末残高が赤になるとご説明しているとおりゴルフ場は閉鎖という状態になります。ただ、仮にこのキャッシュフローの残高がどれだけ残っているかということ、例えば50万とか30万で黒だったとしても、次の年の4月から運転資金としてやっていけるかどうか、そういったところも見定めていかなければならないので、単純に赤だけで閉鎖とかではなくて、その次の年の運転資金がどうなるかというようなところも見据えていかなければならないというふうに思っているところであります。

それから、オートスポーツの関係で全面委託という話をいたしましたけれども、基本的には砂川市が占有を受けて、振興公社が管理しているというのが国に届け出している形です。運営自体の全面委託はしていますけれども、かかる経費等については民間の全面運営をお願いしたところで経費節減を図っていただきながら、集客を多くして、振興公社のほうで、交渉事でしたけれども、その4分の1ほどは振興公社に入れてくださいというようなことですから、全面的に管理運営を実態としてはやってはいますけれども、

そういう意味ではなくて、運営をしていただいているということなので、そこら辺はちょっと誤解のないようお願いをしたいというふうに思います。

それから、ゴルフ場の関係ですけれども、今は振興公社が管理運営していますけれども、昨年も河川管理者のほうにも話をした中では、例えば指定管理者みたいな方法もそれは可能というようなことは聞いております。振興公社でやれば人件費等いろんなものの経費がかかります。仮にどなたかがそういったことでやりたいというようなことがあれば、それはまた別な次元の話になるかと思しますので、今はそういう話はちょっとございませんけれども、振興公社はこういったキャッシュフローの中で動いているものですから、赤字になればできないのかなと、それ以外の道としてはまだそういうのもあるのかなというふうに考えているところであります。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 そうなると、これは民間委託できないこともない。委託と言っただけじゃないのかな、基本的には公社が管理をしているのだけれども、お任せして、その分は何%かは、いわゆるオートスポーツが今やっているようなことはゴルフ場でもできるということ、可能性があるということをおっしゃったのですよね。これなら、市長、早々につぶさないほうがいいかもしれません。やってくれる人いますよ。うちのゴルフコースって意外といいコースなのですって。それで、民間はいろいろな方法が考えられると思うのです。つぶす前に僕に営業させてください。もし全面委託ができるということなら、全面委託と言っただけじゃないのだったら……

〔「できない」と呼ぶ者あり〕〕

できないの、市長はできないよと、これどうなのだろうな。今不規則発言なのだけれども、できるかできないかというのはやっぱり大きなことで、でも現実的にこのオートスポーツはそういうふうな形をとっているのだから、できないのならできないことをやってしまっているということにもなるし、現実にはやっているのだから、できるのだと思うのです。来年からそういうふうにゴルフ場もやってといったときに、できない理由がもしかしたらあるかもしれないし、でもこの可能性は僕は絶対捨ててはいけない可能性だと思うのです。さっきの話をまた蒸し返すわけではないのですが、やっぱり皆さんが本来の仕事の中、これは本来の仕事の合間にこういうもうけをしなければならぬような事業は無理なのです。それは、土地売ることと同じだし、ゴルフ場を経営することも私は同じだと思うのです。今の皆さん方、部長、課長、係長でもそうだけれども、本来の仕事をちゃんとやっていただくと、ゴルフ場も全面的に委託ができるのであれば、ぜひそういう努力を今のうちに、危機が訪れているこのうちにやるような方向をぜひ考えてもらいたいというふうに思います。それでやるのだったら、僕協力します。

それで、そこが今一番肝心なところで、本当にそういうことができるのですよねと。では、できるのだとしたら、来年からもできるのかどうかということをお伺いをし

ます。

この質問で最後なので、何とか質問をし切らなければならないのですけれども、心配なのは、要するにこのキャッシュフローというのが現状としては残り少ない状況になっているのです。これから先何が起こるか分からないという状況がまだあると思うのです。このときに、やっぱりこれ市長には聞けないのですか、議長。

〔「だめだ」と呼ぶ者あり〕

だめですね。では、社長で。

〔「いや、市長答える」と呼ぶ者あり〕

答えるのですか。では、そうなったときに、今副市長はすぐ次の年の運営資金が残るかどうかということを検討してというお話もあったので、この流れによって即いってしまうようになっていくのか、いってしまうというのは閉鎖してしまうような形になっていくのか、仮にもしそうなったときに、今まで8億というお金を何とかしなければならぬはずだったのでよね、大ざっぱに言って8億ですよ。原状復帰でかなりお金がかかるということになるのですけれども、もうこれ以降質問ができないので、今正直なところで質問せざるを得ないということです。来年になったらそういう事態になるかもしれないという現状があるからなのですけれども、この原状復帰でたしか2億か3億かかるということだったのでけれども、これも一遍に返していかなければ、やり切っていかなければいけないものなのかどうかということも、余りそれ以上聞いていくとやっぱりまずいかなとも思うので、せめてそのぐらいはお伺いしたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 市長にということですから。

3月議会にもお話ししたのですけれども、まずは総体でお話しします。私がキャッシュフローと言っているのは、3月議会のときにも言いましたけれども、いわゆる株式会社なら株式で資金を調達できるから、減価償却の考えもいいと、そこで黒字になりますから。ところが、行政でやっている分については株式がないです。でも、帳簿方式だけは会社の様式を持ってくる。何でやっているかといったら、使用料でやるとか、それしかない。あとは、病院であれば起債。だから、あの会計はなじまないと総務省がはっきりお墨つきをつけて、4指標のとき、破綻法制のときにキャッシュフローで見なさいと。ですから、借財がある場合については、その借金が返せなかったら、そこでだめですよ。だから、現金が残っている限りは返し切っているということ、利息も現金も。だから、私が言っている趣旨は、趣旨というより、私が赤字になったらと言ったのは、キャッシュフローで返せなくなったらだめですと。前にもそうやって言ったつもりなのですけれども、小黒議員さんは私の言うことはなかなか聞いていないみたいで。

それと、もう一つ、ゴルフ場に関して言いますと、私は今のやり方はほとんど民間でや

っているのと同じです。一応形上は市が関与しなければならないということで、社長以下がいろいろ経営戦略を練っていますけれども、やっている中身は全部民間でやっています。前は、例えば働いている人たちは市で直接雇用、会社にゴルフ場の整備だけは委託、私はその方式はだめだと、全部フロントから雇用している人も民間に任せなさいと、そうやることによって経費はかなり削減できた。これ以上削減できるところはどこにあるかといったら、私はもうないと思っています。現にあの金額では、私はあの金額でよくあの会社はやっているなという感覚を持っています。現実には、その分は人件費なりいろんな勤務条件でかなり厳しい状況になっているのだろうと。またはゴルフ場の整備費で大分苦労しながら整備をしているのだろうなというふうに思っておりますけれども、もともとの根本は私も行政が公営企業をやってはいけなないと、それは前に申し上げましたけれども、そのノウハウを持っていない公務員が地方公務員法と全く別世界のことをやるにはやっぱり無理があるのだと。だから、私はもともとこういうのは批判的でしたがございましたけれども、ゴルフ場につきましてはもともと従来から、13年ぐらいですかね、4,000万、5,000万と毎年公費を投入してきていると、それは予算措置して。それが今2億、何億、3億、4億とふえている原因ですから、返す借財以外に13年から3,000万、4,000万と毎年予算議決とって出ていっているのです。だから、私は市長になったときに、もうこれ以上公費は支出しないと。

それと、いわゆる……

〔何事か呼ぶ者あり〕

今の赤字になっている原因は、要するに皆さんの所得が落ちたのとゴルフやる年齢の人が少なくなってきたと、そしてもっているのは高齢者でもっている。その人たちがだんだん毎年パークゴルフに減って行って、これはうちだけの現象でないですから、ほとんど5割、6割は日本のゴルフ場は閉鎖に追い込まれるのだろうと言われている。それがわかっているところで、償還を持っているうちのゴルフ場が生き残っていくのは無理なのだ。私は、大きなくくりでそれを言っているわけで、これを小手先で頑張るから、何かするといったって、やっぱり限界あるのです。無理なのです。やる人がいなくなるのです。ただ、何年かは私がかつて発信したおかげで、ゴルフやる人というのは1カ所でないのです。あっちも行きたい、こっちも行きたい、空知にも行かなければならない、滝川にも行かなければならない、奈井江も行かなければならないと、今は何とか頑張って砂川で何とかもたそうとやってくれているみたいですがけれども、それにしてもやっぱり先が見えていると、頑張る限界は。ゴルフ人口の問題でもう資料3月議会にもお示したと思うのですけれども、あのとおりなのです。落ちていっているのです。それは、経営努力が悪いだのいろいろ言われましたけれども、それもあるのかもしれないけれども、本当の原因はそこにあるのではないと。やる人が減ったのとやりたくても今の所得状況では若い人はゴルフはできない。やっても年に数回だと、そういう状況を踏まえて私は話をして、小黒議員にもその

ときには賛成をしていただいたところなのですけれども、そういうことで私の考えは変わらないということでございます。

○議長 東 英男君 副市長。

○副市長 角丸誠一君 指定管理者の話でございますけれども、誤解されたら困るのですけれども、これは開発局と正式にまだ協議していないので、いろんな条件等があるのかもしれないけれども、そういう道も可能ですよということは聞いていますけれども、ただ詳しい中身、うちの借財も持っている状態がありますので、市が占有していて市が指定管理者制度みたいな形でいけるものなのか、市が占有を受けていて振興公社が管理していますけれども、そこからさらにそういう制度があるのかとか、それにしても振興公社は借財がありますから、そういったものの整理も含めていろいろこれは調べていかなければならないという状況になっているので、指定管理者で絶対いけるということではないので、そこはご理解のほどをお願いしたいと思います。

それから、原状復帰のお話ですけれども、これも一遍に単年度でやらなければならないのかというようなことで河川管理者と協議していますけれども、これは計画的に行うことは構わないよということでお話は聞いています。ただ、いろいろ地下に潜ったり、表面にある工作物とかありますから、どの程度までが撤去しなければならないのかとかというのは具体的には今後協議していかなければならないというふうに思っているところであります。

○議長 東 英男君 他にご発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第4号の報告を終わります。

日程第7 報告第5号 事務報告書の提出について

○議長 東 英男君 日程第7、報告第5号 事務報告書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 報告第5号 事務報告書の提出についてご報告を申し上げます。

平成23年度砂川市事務について、別紙、砂川市事務報告書のとおり平成23年4月から平成24年3月までの事務執行について、目次に記載のとおり総務部から市立病院まで139ページにわたり記載しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で事務報告を終わります。

日程第8 報告第6号 監査報告

報告第7号 例月出納検査報告

○議長 東 英男君 日程第8、報告第6号 監査報告、報告第7号 例月出納検査報告の2件を一括議題とします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で監査報告及び例月出納検査報告を終わります。

日程第9 意見案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

意見案第2号 道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書について

意見案第3号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書について

意見案第4号 けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求める意見書について

○議長 東 英男君 日程第9、意見案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書について、意見案第2号 道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書について、意見案第3号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書について、意見案第4号 けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求める意見書についての4件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

説明省略とのことではありますが、説明省略にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、説明を省略します。

これより意見案第1号から第4号に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、意見案第1号から第4号までを一括採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

閉会宣告

○議長 東 英男君 これにて日程のすべてを終了いたしました。

平成24年第2回砂川市議会定例会を閉会します。

皆様のご協力を得まして日程どおり終わらせていただきました。ご協力ありがとうございました。

閉会 午後 3時28分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成24年6月13日

砂川市議会議長

砂川市議会副議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員